



## 第37回定時株主総会

# 招集ご通知

### 【ご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、議決権のご行使はインターネットまたは書面などで行い、**当日のご来場はご遠慮いただきますよう強くお願い申し上げます。**

なお、本総会における感染拡大防止の対応に関する詳細は下記ウェブサイトにてご確認ください。

<https://group.ntt.jp/ir/37sokai/>

**※お土産の配布はございません。**

## 日本電信電話株式会社

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

# 目次

■ 第37回定時株主総会招集ご通知	1
■ 議決権行使のご案内	3
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の配当の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役10名選任の件	9
第4号議案 監査役2名選任の件	17
≫ 添付書類	
■ 事業報告	
Ⅰ NTTグループの現況に関する事項	23
Ⅱ 株式に関する事項	43
Ⅲ コーポレート・ガバナンスに関する事項	44
Ⅳ 会社役員に関する事項	51
■ 連結計算書類	
連結財政状態計算書	57
連結損益計算書	58
■ 計算書類	
貸借対照表	59
損益計算書	60
■ 監査報告	
連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	61
会計監査人の会計監査報告	62
監査役会の監査報告	63

以下の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社Webサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

## 事業報告

- ・NTTグループの現況に関する事項
  - 主要な事業内容
  - 主要な拠点など
  - 従業員の状況
  - NTTグループの財産および損益の状況の推移
  - 当社の財産および損益の状況の推移
- ・会社役員に関する事項
  - 責任限定契約の内容の概要
- ・会計監査人に関する事項
- ・業務の適正を確保するための体制などの整備についての決議の内容
- ・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

## 連結計算書類

- ・連結持分変動計算書
- ・連結注記表

## 計算書類

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表



当社Webサイト

<https://group.ntt/jp/ir/>

- ・監査役が監査した事業報告、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、第37回定時株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類ならびにインターネット上の当社Webサイトに掲載している事項（ご参考）を除く）となります。
- ・株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社Webサイトに掲載させていただきます。

# スマートフォンから議決権行使・招集ご通知の閲覧を行っていただけます。

## ●スマートフォンでの議決権行使サービスをご利用頂けます。

議決権行使書に記載されたQRコード®をスマートフォンで読み取ることで、議決権行使コード・パスワードを入力することなく専用サイトにログインし、議決権を行使することができます。

### ご利用イメージ図

#### ステップ 1

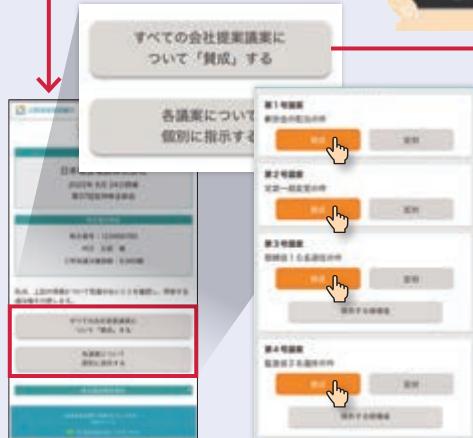
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

議決権行使コード・パスワードの入力は不要です



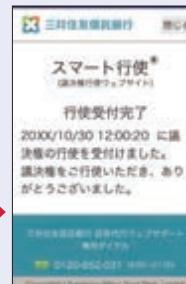
#### ステップ 2

表示されたURLにアクセスすると議決権行使Webサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



#### ステップ 3

確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!



※ QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## ●スマートフォンで招集ご通知の主要なコンテンツをご覧いただけます。



<https://p.sokai.jp/9432/>



# 第37回定時株主総会招集ご通知

## 株主の皆さまへ

日頃よりNTTグループをご支援いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けられている方々に心よりお見舞い申し上げます。

第37期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の事業年度は、NTTグループ中期経営戦略を見直し、グループの変革の方向性として、分散型ネットワーク社会に対応した新たな経営スタイル、国内/グローバル事業の強化、ESGへの取組みによる企業価値の向上を新たに掲げ、さまざまな施策に取り組みました。また、これまでのCSR憲章を見直し、より広い概念として、SDGs、ESG、CSVを包含したグローバル水準のサステナビリティ憲章も制定しました。引き続きNTTグループの変革を通じて、サステナブルな社会実現への貢献をめざしてまいります。

第37回定時株主総会については、6月24日（金曜日）に開催いたしますが、株主の皆さまにおかれましては、インターネットや書面による議決権行使をお願いしたく、何卒より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

日本電信電話株式会社  
代表取締役社長  
社長執行役員

澤田 純



1 日 時	2022年6月24日（金曜日）午前10時
2 場 所	東京都港区高輪三丁目13番1号 グランドプリンスホテル新高輪
3 目的事項	<b>報告事項</b> 1 第37期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2 第37期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
	<b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役10名選任の件 第4号議案 監査役2名選任の件

1. 本来、株主総会は年に一度の株主さまとの貴重な対話の機会ではございますが、新型コロナウイルスの感染拡大を考慮いたしまして、本総会につきましては当日のご来場をご遠慮いただきますよう強くお願い申し上げます。
2. 議決権のご行使は、インターネットまたは書面などにより事前に実施いただきますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、招集ご通知3頁の議決権行使のご案内をお読みいただき、2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
3. 当日の株主総会の模様は、インターネットにてリアルタイムに配信<sup>\*</sup>いたします。
4. ご質問は、インターネットなどにより事前に受付<sup>\*</sup>をさせていただきます。  
 ※インターネットによるリアルタイム配信および事前のご質問の受付に関する詳細については、招集ご通知裏表紙のご案内をお読みくださいますようお願い申し上げます。
5. お土産の配布はございません。

# 議決権行使のご案内

株主総会参考書類(5頁~20頁)をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。  
議決権のご行使には以下の方法がございます。



## A インターネットなど\* による議決権行使

### 行使期限

2022年6月23日(木曜日)午後5時30分まで

### 「スマート行使<sup>®</sup>」による方法

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、議決権行使コードおよびパスワードの入力なしで簡単に議決権行使ができます。



### 注意

議決権行使後に行使内容を修正する場合は、お手数ですが右記のPC向けサイトにて議決権行使コード・パスワードをご入力いただきログイン、修正をお願いいたします。

- 2 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

議決権行使のご選択方法は、  
目次の次頁をご覧ください



インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

### 「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

- 1 インターネットによる議決権行使は、パソコンやスマートフォン、携帯電話から、当社の指定する議決権行使Webサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力  
「ログイン」を  
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を  
入力  
「次へ」を  
クリック

- 4 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号: **0120-652-031** (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時~午後9時)

\* 機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

\* QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## B 書面による議決権行使

### 行使期限

2022年6月23日(木曜日)午後5時30分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

### 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 御中

日本電信電話株式会社 株主番号

議決権行使回数

議案第1号	議案第2号	議案第3号	議案第4号
賛	否	賛	否
賛	否	賛	否

2022年6月 日

各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛否の表示があったものとして取り扱います。

日本電信電話株式会社

議決権を行使して行使された場合、消通ご通知記載のとおり取り扱います。

お願い

- 議決権を有効で行使される場合、この議決権行使書用紙を複数枚ご用意ください。2022年6月23日午後5時30分までご返送するようにご返送ください。
- 第3号議案および第4号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、株主総会参考書類に記載の当該候補者の番号をご記入ください。
- 賛否のご表示は、賛否の同一内容により、はきりと〇印をご記入ください。
- 議決権をインターネットで行使される場合は、お家のPCをスマートフォンで遠隔操作から、議決権のウェブサイトにアクセスし、2022年6月23日午後5時30分までご行使ください。この場合、議決権行使の有効性を保証する保証はありません。

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトQRコード

見本

日本電信電話株式会社

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

#### 第1・2号議案

- 賛成の場合
- 否認する場合

⇒ [賛]の欄に〇印  
⇒ [否]の欄に〇印

#### 第3・4号議案

- 全員賛成の場合
- 全員否認する場合
- 一部の候補者を否認する場合

⇒ [賛]の欄に〇印  
⇒ [否]の欄に〇印  
⇒ [賛]の欄に〇印をし、  
否認する候補者の  
番号をご記入ください。

インターネットによる議決権行使に必要なQRコードが記載されています。

- インターネットまたは書面などにより重複して議決権行使をされた場合は以下の取扱いとさせていただきます。
  - インターネットなどにより、複数回、議決権行使をされた場合は、最後のご行使を有効とする取扱いとさせていただきます。
  - 書面により、複数回、議決権行使をされた場合は、再発行された議決権行使書用紙によるご行使を有効とする取扱いとさせていただきます。
  - インターネットや書面などの双方で議決権行使をされた場合は、当社へ後に到着したご行使を有効とする取扱いとさせていただきます。なお、同日に到着した場合は、インターネットなどによるご行使を有効とする取扱いとさせていただきます。
- 議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。
- 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、議決権のご行使はインターネットまたは書面などで行い当日のご来場による議決権のご行使はご遠慮いただきますよう強くお願い申し上げます。なお、本総会の会場は感染リスク低減のため、座席間隔を確保した約500席の配置としており、当日会場にお越しいただきましてもご入場をお断りする場合がございます。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社では、中長期的に企業価値を高めるとともに、株主の皆さまに利益を還元していくことを重要な経営課題の一つとして位置づけております。

当期の配当につきましては、安定性・継続性に配慮しつつ、業績動向、財務状況および配当性向などを総合的に勘案し以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1 配当財産の種類

金銭

#### 2 配当財産の割当てに関する事項 およびその総額

当社普通株式・・・1株につき 金60円

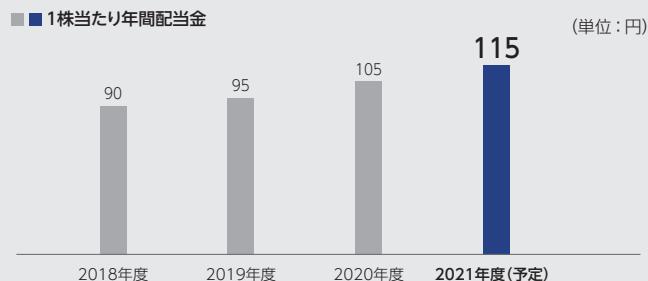
配当総額・・・212,551,333,560円

なお、中間配当金として1株につき55円をお支払いしておりますので、当事業年度の年間配当金は1株につき115円となります。

#### 3 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

#### 配当の推移



(注) 2020年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っており、1株当たり年間配当金について、当該株式分割考慮後の数値を記載しています。

資本政策については、50頁をご覧ください。▶

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

#### (1) 株主総会資料の電子提供に関する事項

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めるため、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設および削除される規定の効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとします。

#### (2) 場所の定めのない株主総会の開催に関する事項

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）の施行に伴い、上場会社は、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた場合、定款に定めることにより、場所の定めのない株主総会（いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）を開催することができるようになりましたので、今後、感染症拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが適切でないと取締役会が決定したときは、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、所要の変更を行うものであります（変更案第14条）。

なお、当社は、2022年4月19日をもってこの変更（変更案第14条）に必要な産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第66条第1項に基づく経済産業大臣および法務大臣の確認を受けております。

#### (3) 監査役員の員数に関する事項

現行定款上、監査役員の員数は5名以内とされておりますが、監査体制の一層の充実・強化を図るため、監査役員の員数を1名増員し、6名以内とするため、所要の変更を行うものであります（変更案第27条）。

## 2. 変更の内容

次のとおり変更いたしたいと存じます。

<新旧対照表>

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
<p><b>(招集)</b>            第14条 (省略)            2 (省略)            (新設)</p>	<p><b>(招集)</b>            第14条 (現行どおり)            2 (現行どおり)  <u>3 本社は、感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p><del><b>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</b></del>  <u>第16条 本社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><b>(電子提供措置等)</b>  <u>第16条 本社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u>  <u>2 本社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の数) 第27条 本会社に<u>5</u>名以内の監査役を置く。</p>	<p>(監査役の数) 第27条 本会社に<u>6</u>名以内の監査役を置く。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則) 1 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

## 第3号議案 取締役10名選任の件

取締役8名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。

当社は、取締役会における戦略的議論の更なる活性化を目的として、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 **1** さわ だ じゅん 純 (1955年7月30日生) **再任** 所有する当社の株式の数 41,500株



取締役在任年数

8年

取締役会 出席回数(比率)

15回/15回(100%)

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年 4月	日本電信電話公社入社	
2008年 6月	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	
	取締役 経営企画部長	
2011年 6月	同社 常務取締役 経営企画部長	
2012年 6月	同社 代表取締役副社長 経営企画部長	
2013年 6月	同社 代表取締役副社長	
2014年 6月	当社 代表取締役副社長	
2016年 6月	NTTセキュリティ株式会社 代表取締役社長	
2018年 6月	当社 代表取締役社長	
2018年 8月	NTT株式会社 代表取締役社長	(現在に至る)
2020年 6月	当社 代表取締役社長 社長執行役員	(現在に至る)

### 取締役候補者とした理由

当社においてNTTグループ中期経営戦略を策定・推進し、国内ビジネスの競争力・収益力の強化、海外ビジネスの拡大等に取り組むなど、経営者として豊富な経験を有しております。

また、人格、見識ともに優れていることから、取締役候補者としたものです。

候補者  
番号

2

しま だ  
島 田

あきら

明

(1957年12月18日生)

再任

所有する当社の株式の数  
26,808株

取締役在任年数

10年

取締役会 出席回数(比率)

15回/15回(100%)

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月	日本電信電話公社入社	
2007年 6月	当社 経営企画部門担当部長	
2007年 7月	西日本電信電話株式会社 財務部長	
2009年 7月	東日本電信電話株式会社 総務人事部長	
2011年 6月	同社 取締役 総務人事部長	
2012年 6月	当社 取締役 総務部門長	
2012年 6月	西日本電信電話株式会社 取締役	
2015年 6月	当社 常務取締役 総務部門長	
2018年 6月	当社 代表取締役副社長	
2018年 8月	NTT株式会社 取締役	
2018年10月	同社 取締役副社長	(現在に至る)
2020年 6月	当社 代表取締役副社長 副社長執行役員	(現在に至る)

## 取締役候補者とした理由

当社において事業戦略全般および財務の責任者として中期経営戦略を推進するとともに、グループ全体の人事・法務の業務に携わるなど、経営者として豊富な経験を有しております。また、人格、見識ともに優れていることから、取締役候補者としたものです。

候補者  
番号

3

かわ ぞえ  
川 添かつ ひこ  
雄 彦

(1961年9月5日生)

新任

所有する当社の株式の数  
13,300株過去の取締役在任期間を  
含めた通算年数

2年

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4月	当社入社	
2003年 8月	当社 サイバーコミュニケーション総合研究所 サイバースペース研究所 主幹研究員	
2007年10月	当社 サイバーコミュニケーション総合研究所 サイバーソリューション研究所 主幹研究員	
2008年 7月	当社 研究企画部門担当部長	
2014年 7月	当社 サービスイノベーション総合研究所 サービスエボリューション研究所長	
2016年 7月	当社 サービスイノベーション総合研究所長	
2018年 6月	当社 取締役 研究企画部門長	
2020年 6月	当社 常務執行役員 研究企画部門長	(現在に至る)

## 取締役候補者とした理由

当社において研究開発戦略の策定・推進の業務に携わるなど、業務執行に関する豊富な経験を有しております。

また、人格、見識ともに優れていることから、取締役候補者としたものです。

候補者  
番号

4

ひろ  
井

たか  
し  
孝  
史

(1963年2月13日生)

新任

所有する当社の株式の数  
12,000株



過去の取締役在任期間を  
含めた通算年数  
5年

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4月 当社入社  
2005年 5月 当社 中期経営戦略推進室担当部長  
2008年 6月 当社 新ビジネス推進室担当部長  
2009年 7月 当社 経営企画部門担当部長  
2014年 6月 当社 財務部門長  
2015年 6月 当社 取締役 財務部門長  
2020年 6月 株式会社NTTドコモ 取締役常務執行役員 財務部長  
2020年12月 同社 代表取締役副社長 (2022年6月21日退任予定)

#### 取締役候補者とした理由

グループ会社および当社において事業戦略全般および財務の責任者および経営者として豊富な経験を有しております。  
また、人格、見識ともに優れていることから、取締役候補者としたものです。

候補者  
番号

5

く  
工  
藤

あき  
こ  
晶  
子

(1967年7月4日生)

新任

所有する当社の株式の数  
2,900株



#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年 4月 当社入社  
2014年 6月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 経営企画部広報室長  
2016年 7月 同社 西日本営業本部東海支店長  
2019年 6月 同社 第五営業本部長  
2020年 4月 同社 ビジネスソリューション本部  
第四ビジネスソリューション部副部長  
2020年 6月 当社 執行役員 広報室長  
事業企画室次長兼務

(現在に至る)

#### 取締役候補者とした理由

当社において広報および新規事業創出の戦略の策定・推進の業務に携わるなど、業務執行に関する豊富な経験を有しております。  
また、人格、見識ともに優れていることから、取締役候補者としたものです。

候補者  
番号

6

さかむら  
坂村

けん  
健

(1951年7月25日生)

再任

社外取締役

独立役員

所有する当社の株式の数  
1,700株



社外取締役在任年数

3年

取締役会 出席回数(比率)

15回/15回(100%)

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2000年 4月	東京大学大学院 教授 (情報学環・学際情報学府)	
2002年 1月	YRPユビキタス・ネットワーキング研究所 所長	(現在に至る)
2009年 4月	東京大学大学院 情報学環 ユビキタス情報社会基盤研究センター長	
2014年10月	一般社団法人オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構 理事長	(現在に至る)
2017年 4月	東洋大学 情報連携学部 教授 学部長 同 学術実業連携機構 機構長	(現在に至る)
2017年 6月	東京大学 名誉教授	(現在に至る)
2019年 6月	当社 取締役	(現在に至る)
2019年 8月	一般社団法人IoTサービス連携協議会 理事長	(現在に至る)

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

大学や研究機関の運営責任者などとして豊富な経験を有し、人格、見識ともに優れていることから、当社としては、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い視点からの助言を期待して、社外取締役候補者としたものです。

## 独立性に係る事項

坂村健氏が教授を務めておりました東京大学および学部長を務めております東洋大学と、当社および主要子会社との間では、下表のとおり取引および寄付の関係がございますが、いずれも当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める独立役員の独立性判断基準<sup>(※)</sup>を満たしております。

取引先	内容	比較対象	金額規模
同氏が教授を務めていた 東京大学	取引合計額	当社および主要子会社の年間 営業収益合計額との比較	1%未満
		同大学の年間総収入との比較	1%未満
	寄付合計額	同大学の年間総収入との比較	1%未満
同氏が学部長を務めている 東洋大学	取引合計額	当社および主要子会社の年間 営業収益合計額との比較	1%未満
		同大学の年間総収入との比較	1%未満
	寄付合計額	—	年間1,000万円以下

※当社が定める独立役員の独立性判断基準につきましては、49頁をご参照ください。

(注) 1. 坂村健氏は、社外取締役候補者であります。

なお、坂村健氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の社外取締役候補者とした理由に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

また、坂村健氏は、上記の独立性に係る事項に記載のとおり、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める独立役員の独立性判断基準に照らしても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。当社は坂村健氏の選任が承認された場合、引き続き坂村健氏を独立役員とする予定であります。

2. 当社と坂村健氏は、社外取締役として期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。坂村健氏の選任が承認された場合、当社は坂村健氏との当該契約を継続する予定であります。

候補者  
番号

7

うちなが  
内永ゆか子

(1946年7月5日生)

新任

社外取締役  
独立役員所有する当社の株式の数  
0株

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1971年	7月	日本アイ・ビー・エム株式会社	入社	
2004年	4月	同社	取締役専務執行役員	
2007年	4月	同社	技術顧問	(2008年3月31日退任)
2007年	4月	特定非営利活動法人ジャパン・ウィメンズ・インロイヤリティ・ネットワーク	理事長	(現在に至る)
2008年	4月	ベルリッツコーポレーション	代表取締役会長兼社長兼CEO	
2008年	6月	ソニー株式会社	取締役	(2014年6月19日退任)
2009年	10月	株式会社ベネッセホールディングス	取締役副社長	(2013年6月22日退任)
2013年	4月	ベルリッツコーポレーション	名誉会長	(2013年6月22日退任)
2013年	5月	イオン株式会社	取締役	(2020年5月22日退任)
2013年	6月	HOYA株式会社	取締役 (監査委員会委員長)	(現在に至る)
2013年	9月	株式会社グローバリゼーションリサーチ	インスチチュート 代表取締役社長	(現在に至る)
2014年	3月	DIC株式会社	取締役	(2019年3月27日退任)
2018年	6月	帝人株式会社	取締役	
		同社	アドバイザー・ボード メンバー	(現在に至る)
2021年	6月	新東工業株式会社	取締役	(現在に至る)

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

グローバルな企業経営やダイバーシティ推進における豊富な経験を有し、人格、見識ともに優れていることから、当社としては、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言を期待し、社外取締役候補者としたものです。

### 独立性に係る事項

内永ゆか子氏が取締役専務執行役員を務めておりました日本アイ・ビー・エム株式会社、代表取締役会長兼社長兼CEOを務めておりましたベルリッツコーポレーション、取締役副社長を務めておりました株式会社ベネッセホールディングスおよび代表取締役社長を務めておりました株式会社グローバリゼーションリサーチインスチチュートと、当社および主要子会社との間では、下表のとおり取引の関係がございますが、いずれも当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める独立役員の独立性判断基準<sup>(注)</sup>を満たしております。

取引先	内容	比較対象	金額規模
同氏が取締役専務執行役員を務めていた日本アイ・ビー・エム株式会社	取引合計額	当社および主要子会社の年間営業収益合計額との比較	1%未満
		同社の年間売上高との比較	1%未満
同氏が代表取締役会長兼社長兼CEOを務めていたベルリッツコーポレーション	取引合計額	当社および主要子会社の年間営業収益合計額との比較	1%未満
		同社の年間売上高との比較	1%未満
同氏が取締役副社長を務めていた株式会社ベネッセホールディングス	取引合計額	当社および主要子会社の年間営業収益合計額との比較	1%未満
		同社の年間売上高との比較	1%未満
同氏が代表取締役社長を務めている株式会社グローバリゼーションリサーチインスチチュート	取引合計額	当社および主要子会社の年間営業収益合計額との比較	1%未満
		同社の年間売上高との比較	1%未満

※当社が定める独立役員の独立性判断基準につきましては、49頁をご参照ください。

(注) 1. 内永ゆか子氏は、社外取締役候補者であります。

また、内永ゆか子氏は、上記の独立性に係る事項に記載のとおり、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める独立役員の独立性判断基準に照らしても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。当社は内永ゆか子氏の選任が承認された場合、内永ゆか子氏を独立役員とする予定であります。

2. 当社と内永ゆか子氏は、社外取締役として期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

候補者  
番号

8

ちゅう ばち  
中 鉢りょう じ  
良 治 (1947年9月4日生)

新任

社外取締役  
独立役員所有する当社の株式の数  
0株

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4月 ソニー株式会社 入社  
 2005年 6月 同社 取締役代表執行役社長  
 2009年 4月 同社 取締役代表執行役副会長 (2013年3月31日退任)  
 2013年 4月 独立行政法人(現 国立研究開発法人) 産業技術総合研究所 理事長  
 2018年 6月 株式会社ゆうちょ銀行 取締役 (現在に至る)  
 2020年 4月 国立研究開発法人産業技術総合研究所 最高顧問 (現在に至る)

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

企業経営者や研究機関の運営責任者として豊富な経験を有し、人格、見識ともに優れていることから、当社としては、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言を期待し、社外取締役候補者としたものです。

### 独立性に係る事項

中鉢良治氏が取締役代表執行役社長を務めておりましたソニー株式会社および最高顧問を務めております国立研究開発法人産業技術総合研究所と、当社および主要子会社の間では、下表のとおり取引の関係がございますが、いずれも当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める独立役員の独立性判断基準<sup>(※)</sup>を満たしております。

取引先	内容	比較対象	金額規模
同氏が取締役代表執行役社長を務めていたソニー株式会社	取引合計額	当社および主要子会社の年間営業収益合計額との比較	1%未満
		同社の年間売上高との比較	1%未満
同氏が最高顧問を務めている国立研究開発法人産業技術総合研究所	取引合計額	当社および主要子会社の年間営業収益合計額との比較	1%未満

※当社が定める独立役員の独立性判断基準につきましては、49頁をご参照ください。

(注) 1. 中鉢良治氏は、社外取締役候補者であります。

また、中鉢良治氏は、上記の独立性に係る事項に記載のとおり、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める独立役員の独立性判断基準に照らしても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。当社は中鉢良治氏の選任が承認された場合、中鉢良治氏を独立役員とする予定であります。

2. 当社と中鉢良治氏は、社外取締役として期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。



### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年 4月	第一生命保険相互会社	入社	
2010年 4月	第一生命保険株式会社	代表取締役社長	
2016年10月	第一生命ホールディングス株式会社	代表取締役社長	
2016年10月	第一生命保険株式会社	代表取締役社長	(国内生命保険事業を継承した新会社)
2017年 4月	第一生命ホールディングス株式会社	代表取締役会長	
2017年 4月	第一生命保険株式会社	代表取締役会長	
2018年 3月	日本たばこ産業株式会社	取締役	(2021年3月24日退任)
2020年 6月	第一生命ホールディングス株式会社	取締役会長	(現在に至る)
2020年 6月	第一生命保険株式会社	取締役会長	(現在に至る)

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

企業経営者として豊富な経験を有し、人格、見識ともに優れていることから、当社としては、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言を期待し、社外取締役候補者としたものです。

### 独立性に係る事項

渡邊光一郎氏が取締役会長を務めております第一生命ホールディングス株式会社および第一生命保険株式会社と、当社および主要子会社の間では、下表のとおり取引の関係がございますが、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める独立役員の独立性判断基準<sup>(※)</sup>を満たしております。

取引先	内容	比較対象	金額規模
同氏が取締役会長を務めている第一生命ホールディングス株式会社	取引合計額	当社および主要子会社の年間営業収益合計額との比較	1%未満
		同社の年間売上高との比較	1%未満
同氏が取締役会長を務めている第一生命保険株式会社	取引合計額	当社および主要子会社の年間営業収益合計額との比較	1%未満
		同社の年間売上高との比較	1%未満

※当社が定める独立役員の独立性判断基準につきましては、49頁をご参照ください。

(注) 1. 渡邊光一郎氏は、社外取締役候補者であります。

また、渡邊光一郎氏は、上記の独立性に係る事項に記載のとおり、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める独立役員の独立性判断基準に照らしても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。当社は渡邊光一郎氏の選任が承認された場合、渡邊光一郎氏を独立役員とする予定であります。

2. 当社と渡邊光一郎氏は、社外取締役として期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

候補者  
番号

10

えん とう  
遠 藤

のり こ  
のり 子

(1968年5月6日生)  
※戸籍上の氏名は辻廣 典子

新任

社外取締役

独立役員

所有する当社の株式の数  
600株



### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1994年 6月	株式会社ダイヤモンド社	入社	
2004年 4月	九州大学 東京事務所長 ディレクター兼務		(2006年3月31日退任)
2006年 3月	株式会社ダイヤモンド社 週刊ダイヤモンド副編集長		(2013年12月31日退職)
2013年 9月	東京大学 政策ビジョン研究センター 客員研究員		(2018年8月31日退任)
2015年 4月	慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科特任教授		(2020年3月31日退任)
2016年 6月	株式会社NTTドコモ	取締役	(2022年6月21日退任予定)
2018年 7月	株式会社アインホールディングス	取締役	(現在に至る)
2019年 6月	阪急阪神ホールディングス株式会社	取締役	(現在に至る)
2020年 4月	慶應義塾大学 グローバルリサーチインスティテュート 特任教授		(現在に至る)
2021年 3月	Techpoint, Inc.	取締役	(現在に至る)
2021年 6月	ジャパンエレベーターサービスホールディングス 株式会社	取締役	(現在に至る)

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

経済誌編集者としての取材活動、公共政策研究（エネルギー分野など）および企業の社外役員の経歴を通じて培った豊富な経験を有し、人格、見識ともに優れていることから、当社としては、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言を期待し、社外取締役候補者としたものです。

### 独立性に係る事項

遠藤典子氏が所属しておりました株式会社ダイヤモンド社および特任教授を務めております慶應義塾大学と、当社および主要子会社との間では、下表のとおり取引および寄付の関係がございますが、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める独立役員の独立性判断基準<sup>(※)</sup>を満たしております。

取引先	内容	比較対象	金額規模
同氏が所属していた株式会社ダイヤモンド社	取引合計額	当社および主要子会社の年間営業収益合計額との比較	1%未満
		同社の年間売上高との比較	1%未満
同氏が特任教授を務めている慶應義塾大学	取引合計額	当社および主要子会社の年間営業収益合計額との比較	1%未満
		同大学の年間総収入との比較	1%未満
	寄付合計額	—	年間1,000万円以下

※当社が定める独立役員の独立性判断基準につきましては、49頁をご参照ください。

(注) 1. 遠藤典子氏は、社外取締役候補者であります。

なお、遠藤典子氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の社外取締役候補者とした理由に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

また、遠藤典子氏は、上記の独立性に係る事項に記載のとおり、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める独立役員の独立性判断基準に照らしても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。当社は遠藤典子氏の選任が承認された場合、遠藤典子氏を独立役員とする予定であります。

2. 当社と遠藤典子氏は、社外取締役として期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 遠藤典子氏は、過去に当社の子会社である株式会社NTTドコモの業務執行者でない役員（社外取締役）であったことがあります。

## 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役前澤孝夫氏は本総会終結の時をもって辞任いたしますことにともない、その補欠として監査役1名を選任し、加えて監査体制の一層の充実・強化を図るため、社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者  
番号

1

やなぎ  
柳

けい いち ろう  
圭 一 郎

(1960年8月16日生)  
※戸籍上の表記は柳 圭一郎

新任

所有する当社の株式の数  
0株



### 略歴、地位および重要な兼職の状況

1984年 4月	日本電信電話公社	入社	
2009年 4月	NTTデータジェトロニクス株式会社		
	(現 NTTデータルウィーブ株式会社)	代表取締役社長	
2012年 6月	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	総務部長	
2013年 7月	同社	執行役員 第二金融事業本部長	
2016年 6月	同社	取締役常務執行役員 総務部長 人事部長兼務	
2017年 7月	同社	取締役常務執行役員 人事本部長 総務部長兼務	
2018年 6月	同社	代表取締役副社長執行役員 人事本部長兼務	
2020年 6月	同社	顧問	(2022年6月16日退任予定)
2020年 6月	株式会社NTTデータ経営研究所	代表取締役社長	(2022年6月14日退任予定)

### 監査役候補者とした理由

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ代表取締役副社長執行役員などの職務に携わり、その経歴を通じて培った豊富な経験、見識からの視点に基づく監査を期待したためであります。

(注) 当社と柳圭一郎氏は、監査役として期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

候補者  
番号

2

こし  
やま  
腰山

けん  
すけ  
謙介

(1960年6月17日生)

新任

社外監査役  
独立役員

所有する当社の株式の数  
0株



### 略歴、地位、および重要な兼職の状況

1984年 4月 会計検査院 入庁  
 2016年12月 同 事務総長官房総括審議官  
 2017年 4月 同 第2局長  
 2018年 4月 同 事務総局次長  
 2018年12月 同 事務総長 (2021年12月31日退職)

### 社外監査役候補者とした理由

長年にわたり、会計検査院の職務に携わり、財務・会計および業務執行の監査における豊富な経験、見識からの視点に基づく監査を期待したためであります。

### 独立性に係る事項

腰山謙介氏が事務総長を務めておりました会計検査院と、当社および主要子会社との間では、下表のとおり取引の関係がございますが、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める独立役員の独立性判断基準<sup>(※)</sup>を満たしております。

取引先	内容	比較対象	金額規模
同氏が事務総長を務めていた会計検査院	取引合計額	当社および主要子会社の年間営業収益合計額との比較	1%未満

※当社が定める独立役員の独立性判断基準につきましては、49頁をご参照ください。

(注) 1. 腰山謙介氏は、社外監査役候補者であります。

なお、腰山謙介氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の社外監査役候補者とした理由に記載のとおり、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

また、腰山謙介氏は、上記の独立性に係る事項に記載のとおり、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める独立役員の独立性判断基準に照らしても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。当社は腰山謙介氏の選任が承認された場合、腰山謙介氏を独立役員とする予定であります。

2. 当社と腰山謙介氏は、社外監査役として期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

以上

## 取締役・監査役候補者一覧および各候補者が有するスキル（本総会において各候補者が選任された場合）

NTTグループ中期経営戦略の実現に向け、特に期待する分野を、①経営管理、②マーケティング・グローバルビジネス、③IT・DX・研究開発、④法務・リスクマネジメント・公共政策、⑤HR、⑥財務・ファイナンスの分野と定義しております。個々の取締役メンバーのスキルについても過不足なく適切に配置しており、その一覧は下表のとおりです。

候補者番号		氏名	現在の地位・担当			
取締役	第3号議案	1	澤田 純	代表取締役社長 社長執行役員 CEO (Chief Executive Officer)	再任	
		2	島田 明	代表取締役副社長 副社長執行役員 事業戦略担当 CFO (Chief Financial Officer) CCO (Chief Compliance Officer) CHRO (Chief Human Resource Officer)	再任	
		3	川添 雄彦	常務執行役員 研究企画部門長	新任	
		4	廣井 孝史	株式会社NTTドコモ 代表取締役副社長 国際、コーポレート、財務、 グループ事業推進、アライアンス担当	新任	
		5	工藤 晶子	執行役員 広報室長、 事業企画室次長兼務	新任	
		6	坂村 健	取締役	再任	社外取締役 独立役員
		7	内永 ゆか子	—	新任	社外取締役 独立役員
		8	中鉢 良治	—	新任	社外取締役 独立役員
		9	渡邊 光一郎	—	新任	社外取締役 独立役員
		10	遠藤 典子	—	新任	社外取締役 独立役員
監査役	第4号議案	1	柳 圭一郎	株式会社NTTデータ経営研究所 代表取締役社長	新任	
		—	高橋 香苗	常勤監査役	—	
		2	腰山 謙介	—	新任	社外監査役 独立役員
		—	飯田 隆	監査役	—	社外監査役 独立役員
		—	神田 秀樹	監査役	—	社外監査役 独立役員
		—	鹿島 かおる	監査役	—	社外監査役 独立役員

- (注) 1. 各取締役・監査役に特に期待する分野を、最大5つまで記載しております。  
 下記一覧表は、各取締役・監査役の有するすべての知見・経験を表すものではありません。
2. 当社は取締役・監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者が会社役員などの地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用などを補償することとしています。ただし、被保険者自身が贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行ったことに起因して被保険者が被る損害等については補償対象外とすることにより、役員などの職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。各候補者が取締役・監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても上記内容での更新を予定しております。

分野					
経営管理	マーケティング・グローバルビジネス	IT・DX・研究開発	法務・リスクマネジメント・公共政策	HR	財務・ファイナンス
●	●	●		●	●
●	●		●	●	●
●	●	●	●	●	
●	●		●	●	●
●	●	●			
●	●	●			
●	●	●			
●	●	●			●
●		●	●		
	●		●	●	●
		●	●	●	●
			●	●	●
			●	●	●
			●	●	●
			●	●	●
			●	●	●

# 事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

価値創造プロセス～持続的な企業価値の向上を実現するサイクル～

国内外での強固な顧客基盤、グローバルなブランド力および人材力、世界トップクラスの研究開発力などを活用し、パートナーの皆さまとともに、デジタルトランスフォーメーションによるNTTグループならではの持続的な企業価値の向上をめざします。



Smart World/  
Society 5.0  
実現に貢献

SDGs/  
持続可能な  
社会へ



を通じた  
題の解決

Outcome

× CSR

変革の方向性

対応した新たな経営スタイル

バル事業の強化

による企業価値の向上

とのコラボレーション

## 中期財務目標

新目標

(2021年10月公表)

◀ 従来目標

< 2022年度目標 >

### EPS

**370円**  
(2023年度)

◀ 約**320円**  
(2023年度)

< **340円** >

### 海外営業利益率<sup>※1</sup>

**7%**  
(2023年度)

◀ **7%**  
(2023年度)

< **<7.0%** >  
(1年前倒しで目標達成見込み)

### コスト削減<sup>※2</sup> (固定/移動アクセス系)

**▲1兆円以上**  
(2023年度)

◀ **▲8,000億円以上**  
(2023年度)

< **▲9,300億円** >

### ROIC 投下資本利益率

**8%**  
(2023年度)

◀ **8%**  
(2023年度)

< **<7.6%** >

## 主なサステナビリティ目標

< 2022年度目標 >

### 温室効果ガス排出量<sup>※3</sup>

**カーボンニュートラル**  
(2040年度)

< **<307.5万t以下** >  
(2013年度比▲34%)

### B2B2X収益額

**6,000億円**  
(2023年度)

< **<6,000億円** >  
(1年前倒しで目標達成見込み)

### 女性の新任管理者登用率

**毎年30%を継続**

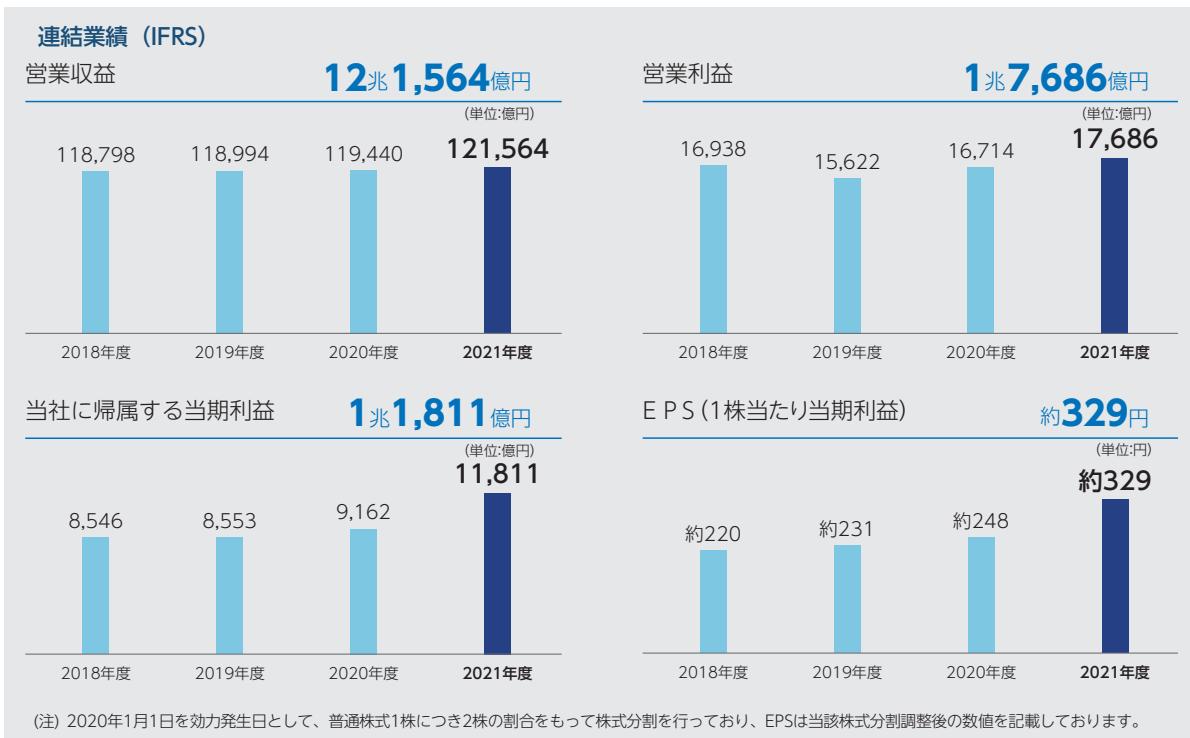
< **<30%** >

※1 集計範囲は、中期計画設定時にNTT, Inc.に帰属していた子会社  
(NTTデータ海外事業、NTT Ltd.、NTTコミュニケーションズ海外事業など)  
海外営業利益率は、買収に伴う無形固定資産の償却費など、一時的なコストを除いて算定

※2 2017年度からの累計削減額

※3 対象はGHGプロトコル：Scope1+2

# I NTTグループの現況に関する事項



## 1. 事業の経過およびその成果

### ■ (1) 事業環境

当事業年度における情報通信市場では、クラウドサービスや5Gサービスの拡大に加え、IoT、ビッグデータ、AIなどの技術の急速な進展により、デジタル化への取り組みが加速することに伴い、サービスの利用を通じて蓄積されたデータを分析・活用（データマネジメント）することで、人々の生活における利便性向上や、ビジネスにおける新たなモデル創出や生産性向上など、より良い方向への変革を実現するデジタルトランスフォーメーションが世界的に進みつつあります。一方で、高度化・複雑化するサイバー攻撃に対する情報セキュリティ強化、災害対策への取り組み強化や環境保護への貢献に加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた社会生活の変容に対応した分散型ネットワーク社会への移行も求められています。

こうしたさまざまな社会的課題を解決するうえでも、情報通信の役割はますます重要になっています。

## ■ (2) 事業の状況

このような事業環境のなか、NTTグループは当事業年度に中期経営戦略を見直し、新たな経営スタイルへの変革、国内/グローバル事業の強化および企業価値の向上を通じたサステナブルな社会実現への貢献をめざす取り組みを推進しました。

### 新たな経営スタイルへの変革

業務変革やデジタルトランスフォーメーション、制度見直しや環境の整備、ワークインライフ（健康経営）の推進、オープン、グローバル、イノベティブな業務運営の実現に取り組みました。

#### 【業務変革・デジタルトランスフォーメーション】

- 当社、NTTコミュニケーションズ、NTTデータのスタッフおよび営業系組織は、誰もが、いつでも、あらゆる場所で働くことを可能とするゼロトラストシステムを導入しました。（NTTドコモ、NTT東日本およびNTT西日本は、2022年度導入予定）

#### 【制度見直し・環境の整備】

- 2021年10月、年次・年齢に関わらない適所適材配置を推進するために、ジョブ型人事制度の適用対象を全管理職へ拡大しました。

#### 【ワークインライフ（健康経営）の推進、オープン、グローバル、イノベティブな業務運営の実現】

- デジタルトランスフォーメーションを通じたりモートワーク対象組織の拡大に向け、主要コンタクトセンターなどの環境整備や、サテライトオフィスの整備拡大を進めました。

### 国内/グローバル事業の強化

新生ドコモグループの成長・強化、IOWN開発・導入計画の推進、グローバル事業の競争力強化、B2B2Xモデル推進、新規事業の強化に取り組みました。

#### 【新生ドコモグループの成長・強化】

- 2021年10月、新ドコモグループ中期戦略を発表し、その後2022年1月に、NTTドコモはNTTコミュニケーションズおよびNTTコムウェアを子会社化しました。3社の機能を統合することにより、法人事業の拡大、ネットワークの競争力強化、サービス創出・開発力強化およびデジタルトランスフォーメーション推進を図ります。

#### 機能統合によるシナジー

##### 法人事業の拡大

新ドコモグループとして法人事業を統合し、すべての法人のお客さまをワンストップでサポート、社会・産業のDXに貢献

##### ネットワークの競争力強化

移動・固定融合により高品質で経済的なネットワークを実現し、低廉で使いやすいサービスを提供、6G・IOWNへの進化を加速

##### サービス創出・開発力強化とDX推進

ドコモのR&D、コミュニケーションズのサービス・ソリューション、コムウェアのソフトウェア開発力を統合し革新的サービスをいち早く創出するとともに新ドコモグループのDXを推進

### 【IOWN開発・導入計画の推進】

- 2019年5月に発表したIOWN（Innovative Optical and Wireless Network）構想の具現化に向けてさまざまな取り組みを進めました。（本取り組みの詳細は、28頁の(3)基盤的研究開発などの状況をご覧ください。）

### 【グローバル事業の競争力強化】

- 2022年3月、Macquarie Asset Managementと欧州および北米に保有するデータセンターに関する戦略的パートナーシップの締結に合意しました。投資効率の最大化およびデータセンター事業への更なる成長投資を拡大することにより、グローバル企業に対する高品質なサービスの提供をめざします。

### 【B2B2Xモデル推進】

- 三菱商事株式会社と共同出資でデジタルトランスフォーメーションサービスを提供する株式会社インダストリー・ワンを設立、2021年7月に営業を開始しました。三菱商事株式会社が有する産業知見と当社のICT技術を集約し、広くパートナー企業とも連携しながらデジタルトランスフォーメーションの企画からソリューションまでを一気通貫で提供します。

### 【新規事業の強化】

- 2022年1月、名古屋市東区エリアにおけるデジタル基盤を活用したひと中心のオープンで協調的な街づくりが評価され、日本初となるスマートシティの運営に関する国際認証ISO37106を取得しました。本プロジェクトを通じて得た知見・ノウハウを全国の街づくりに活用することで、社会的課題の解決やSociety 5.0の実現に貢献します。

## 企業価値の向上

---

新たな環境エネルギービジョンに基づく環境負荷削減に向けた取り組み、災害対策、株主還元の充実を進めました。

### 【新たな環境エネルギービジョン】

- 2021年9月、新たな環境エネルギービジョンとしてNTT Green Innovation toward 2040を策定しました。継続的な省エネの取り組みに加え、再生可能エネルギーの利用拡大、省電力化を可能にするIOWNの導入により、2040年度までにNTTグループ全体のカーボンニュートラルの実現をめざします。
- 2022年3月、太陽光・風力・地熱などの再生可能エネルギーを積極的に活用した地球にやさしいプラン「ドコモでんき Green」<sup>※</sup>の提供を開始しました。

※再生可能エネルギー指定の非化石証書なども含めて実質的に再生可能エネルギーを100%とします

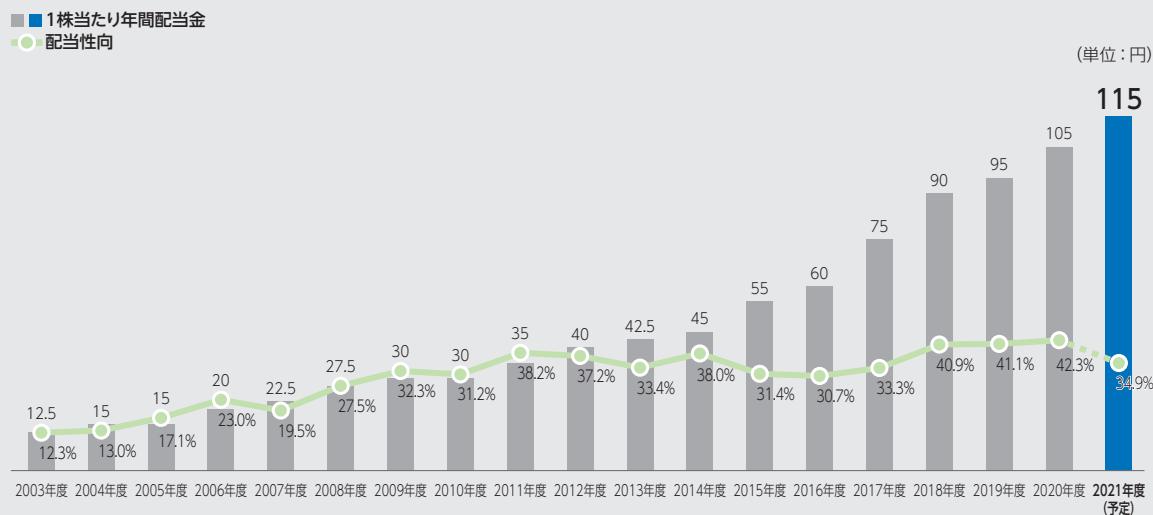
### 【災害対策】

- 巨大化・広域化・長期化する災害の増加を踏まえ、設備の強靭化や復旧対応の迅速化に向けた取り組みを進めました。

## 【株主還元の充実】

- 継続的な増配および機動的な自己株式取得を実施し、資本効率の向上を図りました。

## 配当金および自己株式取得額の推移



- (注) 1. 2009年1月4日を効力発生日として、普通株式1株につき100株、2015年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株、2020年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っており、1株当たり年間配当金について、当該株式分割調整後の数値を記載しています。
2. 当社は、2018年度よりIFRSを適用しており、2017年度の配当性向の数値もIFRSに組み替えています。



## NTTグループサステナビリティ憲章の制定

2021年11月、これまでのCSR憲章を見直し、グローバル水準のNTTグループサステナビリティ憲章を制定しました。新たにSelf as We（“われわれ”としての“わたし”<sup>※</sup>）という考えを基本理念に据え、①自然（地球）との共生、②文化（集団・社会～国）の共栄、③Well-beingの最大化という3つのテーマに関するさまざまな取り組みを進めることで、企業としての成長と社会課題の解決を同時実現し、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

※“わたし”は“われわれ（人・モノ・テクノロジーを含めたあらゆる存在）”の中で多様な人・モノ・テクノロジーというつながりの中で支えられている、という考え方

### サステナビリティ憲章に基づく取り組みの概要

3つのテーマに対して、9つのチャレンジ、30のアクティビティを設定しています。

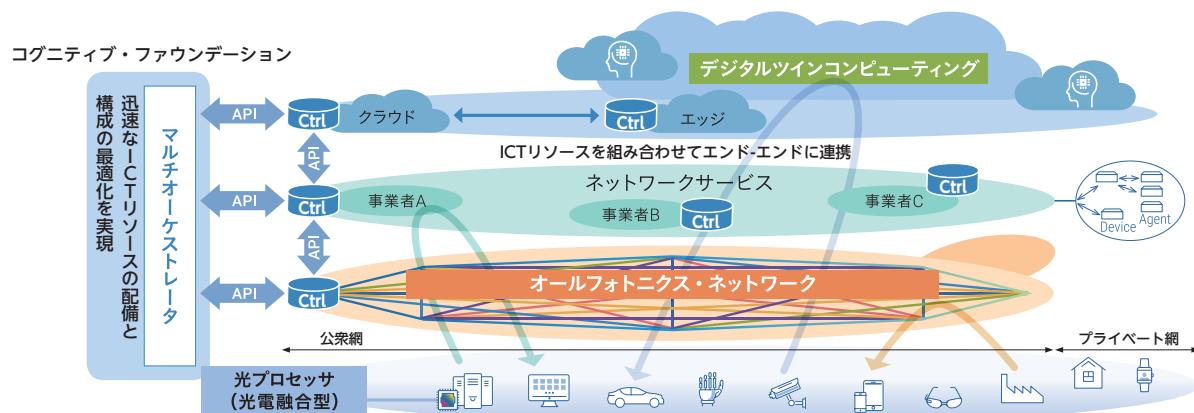
3つのテーマ		9つのチャレンジ	30のアクティビティ
自然（地球） との共生	環境とエネルギー 課題への対応	社会が脱炭素化 している未来へ	① 省エネルギーの推進 ② IOWN導入による消費電力の削減 ③ 再生可能エネルギーの開発と利用拡大 ④ カーボンニュートラルに貢献する新サービスの提供 ⑤ 革新的な環境エネルギー技術の創出
		資源が循環 している未来へ	⑥ 通信設備・携帯端末等のリユース・リサイクルの推進 ⑦ プラスチックの利用削減、循環利用の推進 ⑧ 有害廃棄物の適正な処理、保管・管理徹底 ⑨ 水資源の適切な管理
		人と自然が 寄り添う未来へ	⑩ 環境アセスメントの徹底 ⑪ 生態系保全に向けた貢献
文化（集団・ 社会～国） の共栄	社会課題への 対応	倫理規範の 確立と共有	⑫ 自らの倫理規範の確立と遵守徹底 ⑬ コンダクトリスクへの適切な対応 ⑭ コーポレートガバナンス・コンプライアンスの強化徹底 ⑮ ビジネスパートナーとの高い倫理観の共有
		デジタルの力で 新たな未来を	⑯ B2B2Xモデルの推進 ⑰ 知的財産の保護と尊重 ⑱ 地方社会・経済の活性化への貢献
		安心・安全で レジリエントな社会へ	⑲ サービスの安定性と信頼性の確保 ⑳ 情報セキュリティ・個人情報保護の強化 ㉑ リモートワークを基本とする分散型社会の推進
Well-being の最大化	人権および Diversity & Inclusionへの 対応	人権尊重	㉒ NTTグループ人権方針の遵守 ㉓ 社会全体への人権尊重の働きかけ
		Diversity & Inclusion	㉔ 多様な人材の採用・育成・教育及び女性活躍の推進 ㉕ LGBTQへの理解醸成、障がい者活躍の推進 ㉖ 仕事と育児・介護の両立支援
		新しい働き方・ 職場づくり	㉗ リモートワークの推進 ㉘ 人身事故ゼロ及び社員の健康の保持、増進 ㉙ 自律的な能力開発の支援 ㉚ 紙使用の原則廃止

### ■ (3) 基盤的研究開発などの状況

世界に変革をもたらす革新的な研究開発を進めており、IOWN構想の具現化に向けては、要素技術の研究開発およびさまざまな産業での活用事例創出に取り組みました。また、国内外のさまざまな分野の産業界の方々とともに、産業競争力の強化や社会的課題の解決をめざす取り組みを推進しました。

#### IOWN構想イメージ

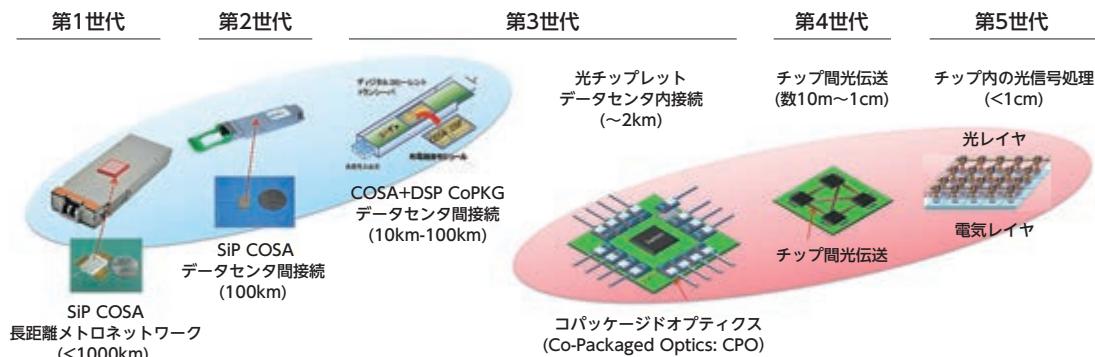
IOWNは主に、光技術を適用するオールフォトニクス・ネットワーク（APN）、サイバー空間上でモノやヒト同士の高度かつリアルタイムなインタラクションを可能とするデジタルツインコンピューティング（DTC）、それらを含むさまざまなICTリソースを効率的に配備するコグニティブ・ファウンデーション（CF）の3つで構成されます。



#### IOWN構想の具現化に向けた研究開発

- IOWN構想のカギを握る光信号と電気信号を融合する光電融合技術の研究開発においては、革新的な技術の創出と、早期実用化の両立をめざし、5つの世代を設定したロードマップを策定し、取り組みを進めています。これまでに、光と電気の変換を行う光インターフェースの機能を小型化した通信用モジュール（COSA）を実用化してきましたが、今回新たに、従来は個別の部品であったCOSAとデジタル信号処理を行うDSP（Digital Signal Processor）を一体化する光・電子コパッケージ（CoPKG）技術を開発しました。これにより、光インターフェースの更なる小型化や低消費電力化が可能となります。

## 光電融合デバイス研究開発ロードマップ



- APNの具現化に向けては、1波長あたり100Gbpsを超える大容量、低遅延性、遅延ゆらぎゼロの特徴を持つ光伝送パスを、ユーザ要望に応じて多地点間で動的に提供可能とする実証環境を構築しました。また、分散したコンピュータデバイスを光で接続するディスアグリゲータッドコンピューティングにおいては、新たなコンピュータアーキテクチャ（メモリスентリックアーキテクチャ）を考案、試作開発しました。その効果を検証した結果、従来方式と比較して約2分の1程度の低消費電力化の見込みを得ました。
- 街全体をリアルタイム・精緻に把握する4Dデジタル基盤<sup>®</sup>を用い、さまざまな未来予測とデジタルツイン間の連鎖により、街の全体最適化を行う街づくりDTC<sup>®</sup>を活用した取り組みの一つとして、短期間データからの快適性予測を可能とするフィードフォワード型のAI空調制御技術を確認し、省エネと快適環境の両立の有効性を実証しました。加えて、自分自身のデジタルツイン“Another Me”の実現に向けて、京都大学との共創によりSelf as We の自己観に基づいて自分自身とAnother Meも包含した“わたし”の哲学的な再定義を行い、発表しました。
- 2020年1月に設立したIOWN Global Forumには、IOWNがめざす世界、およびそのイノベーションに賛同した世界の主要なICT企業が参加しており、そのメンバー数は93社にまで拡大しました（2022年3月時点）。2021年4月に第1回Annual Member Meetingを開催し、400名を超えるメンバーが参加しました。また、2021年10月には、ユースケースドキュメントとして、2文書を制定・公開、加えて、2022年1月には、技術ドキュメントとして、6文書を制定・公開しました。

## IOWN構想の実現に向けた協業の推進

- 富士通株式会社と持続可能な未来型デジタル社会の実現を目的とした戦略的業務提携に合意しました。この提携を通じて創出されるイノベーションにより、IOWN構想に賛同する幅広いパートナーとグローバルかつオープンに連携し、低エネルギーで高効率な新しいデジタル社会の実現をめざします。
- 株式会社ACCESSとIOWN構想の実現を目的とした提携に合意しました。IOWN時代の新たなユーザインタフェースおよびユーザエクスペリエンスの研究開発を推進するとともに、株式会社ACCESSの100%子会社であるIP Infusionの体制を活用し、開発したソフトウェア製品をグローバル市場で販売していく体制の整備を進めます。

- 株式会社スカパーJSATホールディングスと持続可能な社会の実現に向けた新たな宇宙事業のための業務提携に合意しました。成層圏を飛行する高高度プラットフォーム、宇宙空間の低軌道・静止軌道まで複数の軌道を統合、それらと地上を光無線通信ネットワークで結び、分散コンピューティングによってさまざまなデータ処理を高速化、また、地上のモバイル端末へのアクセス手段を提供、超カバレッジを実現する宇宙統合コンピューティング・ネットワークの構築に挑戦します。

### 宇宙統合コンピューティング・ネットワーク



### 環境問題の解決など安心安全な社会の実現に向けた研究開発

- 高出力レーザーの照射によってアスベスト（石綿）を繊維形状から球形状に変形できる技術を開発しました。本技術を用いることで、アスベストを無害な球形状へ変形するとともに、飛散する粉塵量を抑制できるため、アスベスト粉塵の吸引による作業者の健康リスクを大幅に低減することが可能となります。
- 日本電気株式会社と共同で、情報通信インフラを構成する通信機器およびシステムの構成やリスクをサプライチェーン全体で共有し、セキュリティに関する透明性を確保することによりセキュリティリスクの抜本的な低減を図る、セキュリティトランスペアレンシー確保技術を開発しました。

### 最先端の研究開発の推進

- IOWN構想の実現とその先を見据えた当社の研究開発の推進を目的に、各分野の著名な権威者である研究者で構成されたNTT R&Dオーソリティチームを結成するとともに、長期的視野に立った研究開発を一層強化するため、オーソリティチームの一員である若山正人 数学研究プリンシパルが統括する基礎数学研究センタを新設しました。
- 大規模な冷凍・真空装置を要するなど、実用化に向け小型化が大きな課題となっていた量子コンピュータについて、東京大学、国立研究開発法人理化学研究所と共同で、ラックサイズの大規模光量子コンピュータ実現の基幹技術である光ファイバ結合型量子光源（スウィーズド光源）を開発しました。

以上の取り組みの結果、当事業年度のNTTグループの営業収益は12兆1,564億円（前年比1.8%増）となりました。また、営業費用は10兆3,879億円（前年比1.1%増）となりました。この結果、営業利益は1兆7,686億円（前年比5.8%増）、また、税引前利益は1兆7,955億円（前年比8.7%増）、当社に帰属する当期利益は1兆1,811億円（前年比28.9%増）となりました。

## ■ (4) セグメント別の状況

主要な事業内容



### ■ 総合ICT事業

当事業は、携帯電話事業、国内電気通信事業における  
県間通信サービス、国際通信事業、ソリューション  
事業、システム開発事業およびそれに関連する事業を  
主な事業内容としています。



### ■ 地域通信事業

当事業は、国内電気通信事業における県内通信サービスの  
提供およびそれに附帯する事業を主な事業内容として  
います。



### ■ グローバル・ソリューション事業

当事業は、システムインテグレーション、ネットワーク  
システム、クラウド、グローバルデータセンターおよび  
それに関連する事業を主な事業内容としています。



NTT Ltd.  
(グローバル事業会社)

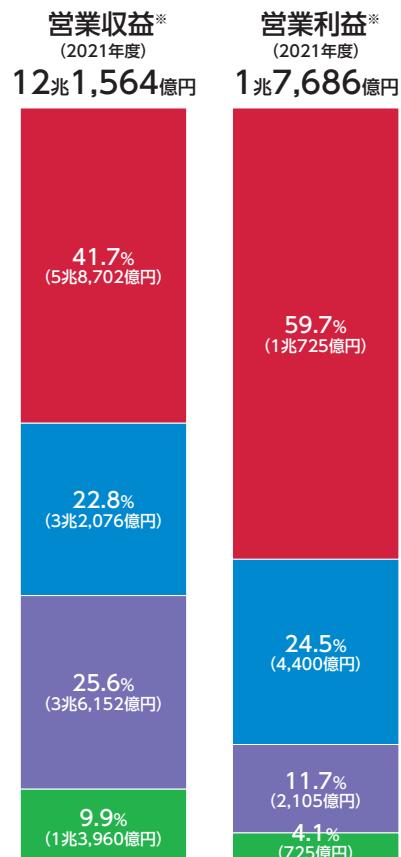


### ■ その他（不動産、エネルギー等）

不動産事業、エネルギー事業などが含まれています。



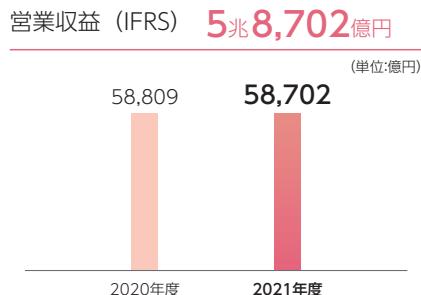
その他グループ会社



※各セグメント単純合算値(セグメント間取引含む)  
に占める割合

(注) NTTグループ横断でのリソース・アセットの戦略的活用と意思決定の迅速化を目的に、2020年12月のNTTドコモ完全子会社化や2022年1月のNTTドコモによるNTTコミュニケーションズ、NTTコムウェアの子会社化をはじめとした会社組織の見直しを実施し、当連結会計年度より、NTTグループのセグメントを従来の移動通信事業、地域通信事業、長距離・国際通信事業、データ通信事業、その他の事業の5区分から、総合ICT事業、地域通信事業、グローバル・ソリューション事業、その他（不動産、エネルギー等）の4区分に変更しております。なお、32頁、34頁、35頁の2020年度の営業収益および営業利益については、変更後のセグメント区分に組み替えた数値を記載しています。

## 総合ICT事業



### 概況

総合ICT事業では、5Gサービスや「[ドコモ光](#)」などの販売を推進したほか、法人事業においては、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ、NTTコムウェアの3社統一の法人事業ブランド「ドコモビジネス」を展開するなど、すべての法人のお客さまをワンストップでサポートするための取り組みを進めました。また、スマートライフ領域においては、さまざまな事業者とのコラボレーションを推進し、新たな付加価値の提供に取り組みしました。

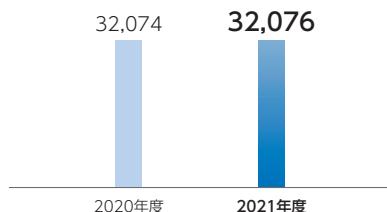
### 主な取り組み内容

- お客さまそれぞれのライフスタイルに合わせた料金サービスの更なる充実に向けて、低廉な料金をメインプランにしたいというお客さまのニーズにこたえるため、dアカウント<sup>®</sup>やdポイント<sup>®</sup>などを活用するエコノミーMVNOとの連携に合意し、全国のドコモショップでエコノミーMVNOの提供する料金サービスの取り扱いを開始しました。
- 2021年12月、法人のお客さま向けに、スタンドアローン方式<sup>\*</sup>による5Gサービスの提供を開始しました。今後、さまざまな業種・業態のお客さまにご利用いただけるよう展開し、新たなサービスやソリューション創出による産業の発展に向けて取り組んでいきます。 <sup>\*</sup>5G専用のコアネットワーク設備である5GCと、5G基地局を用いる方式
- 2021年10月、ワークスペースの検索・予約ができるサービス「droppin<sup>™</sup>」の提供を開始しました。ワークスペースを提供する複数事業者との契約や支払い、スペース予約を統合することで、支払い管理や予約方法のマニュアル作成などに係る企業の負担を軽減し、フレキシブルワークの一層の普及に貢献しています。

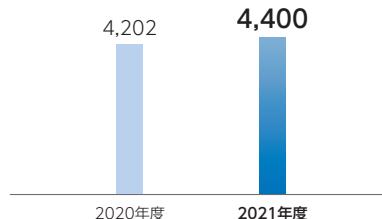
### 主なサービスの契約数

- 「携帯電話サービス」 : 8,475万契約 (対前年: +212万契約)
- 「[ドコモ光](#)」 : 726万契約 (対前年: +22万契約)

営業収益 (IFRS) **3兆2,076**億円  
(単位:億円)



営業利益 (IFRS) **4,400**億円  
(単位:億円)



### 概況

地域通信事業では、光アクセスサービスなどをさまざまな事業者に卸提供する「光コラボレーションモデル」や、地域社会・経済の活性化に向けたソリューションビジネスの強化を図りました。

### 主な取り組み内容

- 2021年10月、大日本印刷株式会社と共同出資で高等教育の高度化に取り組む株式会社NTT EDXを設立しました。電子教科書・教材事業を軸に、高等教育の課題解決に向けた各種サービスを提供するとともに、出版社・書店の業務の電子化・効率化を支援する取り組みを行います。
- 2021年11月に東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社とインフラ事業の業務効率化および地域課題解決の取り組みに関する連携協定、2021年12月にほくでんグループと地域の発展に向けた連携協定を締結し、各社が担うインフラ事業の業務効率化や、災害対応力の向上、地域の課題解決に連携して取り組むことに合意しました。
- 2022年1月、中小企業や自治体のデジタルトランスフォーメーションを支援する株式会社NTT DXパートナーを設立しました。これまで培ってきたCT活用のノウハウ、地域社会との深いつながり、豊富なアセットなどを活かし、デジタルトランスフォーメーションのコンサルティングからデジタルプラットフォームの構築・運用までお客さまと共創・伴走しながらワンストップで提供することにより、地域課題や社会課題の解決を推進します。

### 主なサービスの契約数

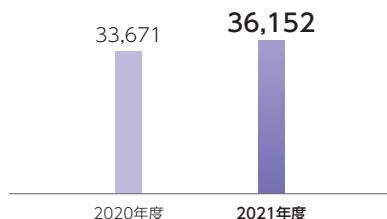
- 「フレッツ光」 : 2,327万契約 (対前年: +70万契約)
- (再掲) 「コラボ光」 : 1,629万契約 (対前年: +105万契約)

## グローバル・ソリューション事業



NTT Data

営業収益 (IFRS) **3兆6,152**億円  
(単位:億円)



営業利益 (IFRS) **2,105**億円  
(単位:億円)



## 概況

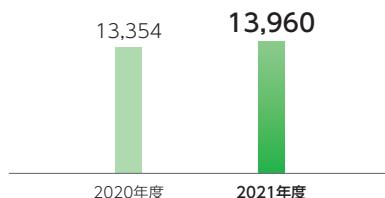
グローバル・ソリューション事業では、データセンタービジネスやマネージドサービスといった成長分野でのサービス提供力の強化を図ったほか、市場の変化に対応したデジタル化の提案、システムインテグレーションなどの多様なITサービスの拡大と安定的な提供に取り組みました。

## 主な取り組み内容

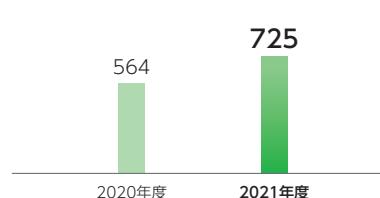
- 2021年5月、カナダ エドモントン国際空港とスマート交通プロジェクトの開発を共同で実施することに合意しました。NTTグループのスマートシティ技術を活用し、空港および周辺施設で運行するシャトルバスに対し、利用者需要に応じた最適ルートで送迎する、オンデマンドバスサービスを導入します。
- 2021年7月、イスラエルの最先端技術をNTTグループに取り込み、新たなビジネスを創出することを目的として、イスラエルに現地法人を設立しました。これにより、イスラエル企業とNTTグループのシナジーによる新ビジネス創出へ向けたエコシステムを構築します。具体的にはスタートアップ、ベンチャーキャピタル、在イスラエルグローバル企業などとの関係を強化し、新たなビジネスを展開します。
- 2021年11月、働く場所や端末を選ばない、柔軟な働き方に合わせた業務環境を提供する「ゼロトラストセキュリティサービス」の提供を開始しました。NTTデータグループの従業員が利用するゼロトラスト環境を導入・運用したノウハウを活用し、ゼロトラストセキュリティのコンサルティングから構築・運用までを一気通貫でサポートするサービスをグローバルで展開します。

## その他(不動産、エネルギー等)

営業収益 (IFRS) **1兆3,960**億円  
(単位:億円)



営業利益 (IFRS) **725**億円  
(単位:億円)



### 概況

不動産事業、エネルギー事業などに係るサービスを提供しました。

### 主な取り組み内容

#### 【不動産事業】

- NTTグループの不動産事業を一元的に担うNTTアーバンソリューションズ株式会社を中心に、オフィス・商業事業や住宅事業、グローバル事業を推進しました。2022年1月、名古屋において地域活性化およびSDGsの達成や脱炭素化などに貢献する次世代型先進オフィスを竣工させるなど、地域社会の街づくりに貢献しました。

#### 【エネルギー事業】

- スマートエネルギー事業を推進するNTTアノードエナジー株式会社を中心に、再生可能エネルギー発電所の開発、NTTグループが保有するアセットの活用拡大、脱炭素ソリューションの展開など、NTTグループの新たな環境エネルギービジョン (NTT Green Innovation toward 2040) の実現に向けた取り組みを推進し、NTTグループおよび社会のカーボンニュートラル、エネルギーの地産地消、レジリエンス強化の実現に取り組みました。

## 2.対処すべき課題

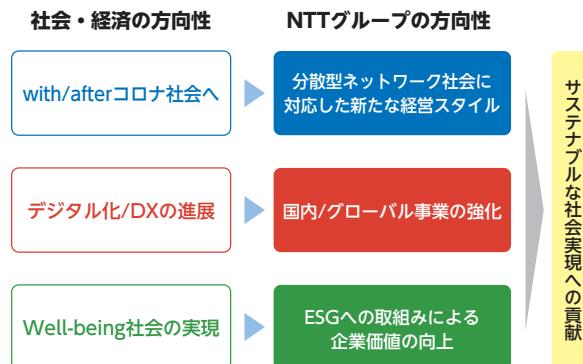
### ■ (1) 今後の環境変化

新型コロナウイルス感染症拡大などにより、世界の分断が加速しており、リモート・分散型社会が拡大しています。これらにより、デジタル化やデジタルトランスフォーメーションが進展する一方で、監視社会などのデジタル化の負の側面が課題となっています。また、経済安全保障の重要性の増大や世界規模での自然災害の巨大化など、環境が大きく変化しています。

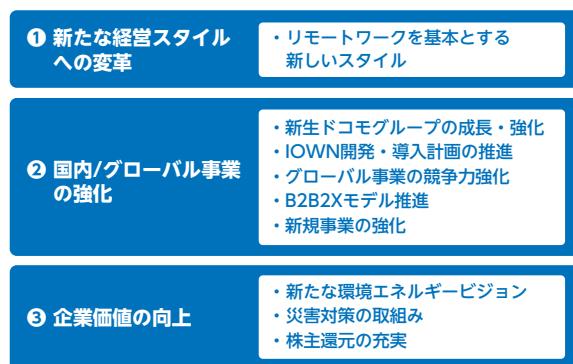
### ■ (2) NTTグループ中期経営戦略に基づく事業展開

このような環境変化に対応するために、2018年11月に発表したNTTグループ中期経営戦略を見直し、2021年10月にNTTグループの変革の方向性を新たに決めました。社会・経済の方向性に合わせ、分散型ネットワーク社会に対応した新たな経営スタイル、国内/グローバル事業の強化、ESGへの取組みによる企業価値の向上という3つの変革を通じて、サステナブルな社会実現への貢献をめざします。

#### NTTグループの変革の方向性



#### 新たな戦略の枠組み



## 新たな経営スタイルへの変革

---

業務変革やデジタルトランスフォーメーション、制度見直しや環境の整備を進めていくことにより、リモートワークを推進し、ワークインライフ（健康経営）の推進や、オープン、グローバル、イノベティブな業務運営を実現していきます。コンダクトリスクなどを考慮したガバナンスの充実については、ステークホルダーとの適切な関係構築、サービスなどライフサイクルの的確な管理、危機管理能力の向上などの対策を実行していきます。

また、自らの変革を進めることで、お客さまのデジタルトランスフォーメーション支援、地域創生の促進、レジリエンスの向上、分散型社会への貢献などにつなげていきます。

## 国内/グローバル事業の強化

---

新生ドコモグループの成長・強化、IOWN開発・導入計画の推進、グローバル事業の競争力強化、B2B2Xモデル推進、新規事業の強化に取り組んでいきます。

当社は、2020年12月にNTTドコモの競争力強化・成長ならびにNTTグループ全体の成長に向けNTTドコモを完全子会社化しました。NTTドコモは2022年1月に子会社化したNTTコミュニケーションズやNTTコムウェアの機能統合を進め、新ドコモグループ中期戦略として掲げる7つの取り組み（法人事業の拡大、スマートライフ事業の拡大、通信事業の強化、国際事業の強化、ITの強化、R&Dの強化、ESGの推進）を通じて、更なる成長に挑戦していきます。

また、2022年5月、NTTグループにおけるグローバル事業の強化に向けた再編を公表しました。NTTデータとNTT Ltd.で行ってきたビジネスユーザ向け海外事業をNTTデータ傘下に集約し、両社がより一体となって事業運営を行います。また、NTTデータの持つコンサルティング、アプリケーション開発などのケイパビリティと、NTT Ltd.が得意とするデータセンター、ネットワーク、マネージドサービスなどの高付加価値サービスを組み合わせ、お客さまにトータルで新たな価値を提供するとともに、長期的には当社のIOWN技術を活用した革新的なサービスをグローバルで展開していきます。さらに、NTTグループの海外事業に関する人材を結集することで、海外各地域における事業特性やお客さま特性などに合わせた迅速な意思決定を実現し、グローバルガバナンスを強化していきます。

## 企業価値の向上

新たな環境エネルギービジョンに基づく環境負荷削減に向けた取り組み、災害対策、株主還元の充実を進めます。

新たな環境エネルギービジョンとしてNTT Green Innovation toward 2040を掲げ、事業活動による環境負荷の削減と限界打破のイノベーション創出を通じて、環境負荷ゼロと経済成長といった背反する目的の同時実現をめざします。2030年度にはNTTグループ全体で温室効果ガス排出量を2013年度比80%削減し、モバイル（NTTドコモ）、データセンターは先駆けてカーボンニュートラルを実現します。2040年度にはNTTグループ全体でカーボンニュートラルを実現します（対象はScope1+2）。

### ■ (3)中期財務目標

中期経営戦略の見直し（2021年10月公表）にあわせ、財務目標についても見直しを行いました。

メインの財務指標であるEPSは従来目標の2023年度320円から+50円の上方修正となる2023年度370円をめざします。新生ドコモグループのシナジー効果（2023年度に1,000億円の増益）やデジタルトランスフォーメーションの更なる推進を通じたコスト削減（2023年度に2,000億円以上）などにより、利益成長を中心にEPS目標の達成に取り組んでいきます。コスト削減目標は2017年度からの累計削減額を従来の2023年度8,000億円以上から1兆円以上としました。

このほか、2023年度の財務目標である海外営業利益率7%やROIC8%は、引き続き従来設定した目標の達成をめざしさまざまな取り組みを進めていきます。

#### 中期財務目標（目標年度は2023年度）

指標			新目標 (2021年10月公表)	従来目標	(参考) 2022年度計画
E	P	S	370円	約320円	340円
海外営業利益率 <sup>※1</sup>			7%	7%	7.0%
コスト削減 <sup>※2</sup> (固定/移動アクセス系)			▲1兆円以上	▲8,000億円以上	▲9,300億円
R	O	I C	8%	8%	7.6%

※1 集計範囲は、中期計画設定時にNTT, Inc.に帰属していた子会社（NTTデータ海外事業、NTT Ltd.、NTTコミュニケーションズ海外事業など）  
海外営業利益率は、買収に伴う無形固定資産の償却費など、一時的なコストを除いて算定

※2 2017年度からの累計削減額

### 3.設備投資の状況

NTTグループは、5Gや「フレッツ光（コラボ光含む）」などの各種サービス需要への対応を中心に、1兆6,876億円（前年比2.4%減）の設備投資を行いました。

区分	設備投資額
総合ICT事業	6,986 億円
地域通信事業	5,011
グローバル・ソリューション事業	3,472
その他（不動産、エネルギー等）	1,407

### 4.資金調達の状況

NTTグループは、NTTドコモの完全子会社化に伴うブリッジローンの借換や設備投資などのため、長期借入金やグリーンボンドなどの社債発行により、1兆7,750億円の長期資金調達を実施しました。

区分	金額
社債	6,427 億円
長期借入金	11,323
合計	17,750

なお、当社においては、NTTドコモの完全子会社化に伴うブリッジローンの借換やNTT東日本・NTT西日本への貸付などに係る資金として、NTTファイナンスからの長期借入金にて1兆3,880億円を調達しました。

## 5. 主要な借入先および借入額

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	10,498 億円
株式会社みずほ銀行	6,155
株式会社三井住友銀行	4,373
三井住友信託銀行株式会社	2,558
農林中央金庫	1,704
日本生命保険相互会社	1,160
明治安田生命保険相互会社	990
株式会社日本政策投資銀行	533
信金中央金庫	500
株式会社国際協力銀行	389

## 6. 重要な子会社の状況

セグメント	会社名	当社の出資比率	主要な事業内容
総合ICT事業	(株)NTTドコモ	100.00 %	移動通信サービスおよびスマートライフ領域サービスの提供
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	0 (100.00)	県間・国際通信サービスおよびインターネット関連サービスの提供
	エヌ・ティ・ティ・コムウェア(株)	33.40 (100.00)	情報通信システムおよびソフトウェアの開発・制作・運用・保守
	(株)NTTぷらら	0 (100.00)	インターネット接続サービスおよび映像配信サービスの提供
地域通信事業	東日本電信電話(株)	100.00	東日本地域における県内通信サービスの提供
	西日本電信電話(株)	100.00	西日本地域における県内通信サービスの提供

セグメント	会社名	当社の出資比率	主要な事業内容
グローバル・ソリューション事業	NTT(株)	100.00	% NTTグループにおけるグローバル事業のガバナンスおよび戦略策定、施策推進
	NTT Ltd.	0 (100.00)	法人向けITサービス、通信・インターネット関連サービスの提供
	Dimension Data Holdings	0 (100.00)	法人向けITシステムの基盤構築、保守などサポート
	NTTセキュリティ(株)	0 (100.00)	セキュリティ専門サービスの提供
	NTT America	0 (100.00)	北米におけるICTサービスの提供
	NTT EUROPE	0 (100.00)	欧州におけるICTサービスの提供
	NTT Global Data Centers EMEA	0 (100.00)	欧州におけるデータセンター関連サービスの提供
	NTT Cloud Communications International Holdings	0 (100.00)	音声・Web・ビデオ会議サービスの提供
	NTT Global Data Centers Americas	0 (100.00)	北米におけるデータセンター関連サービスの提供
	NTT Global Networks	0 (100.00)	ネットワークサービスの提供
	NETMAGIC SOLUTIONS	0 (100.00)	インドにおけるデータセンター関連サービスの提供
	NTT Global Data Centers EMEA UK	0 (100.00)	英国におけるデータセンター関連サービスの提供
	NTT Managed Services Americas Intermediate Holdings	0 (100.00)	北米におけるマネージドサービスの提供
	Transatel	0 (80.70)	IoT向けモバイルコネクティビティサービスの提供
	NTT Security AppSec Solutions	0 (100.00)	セキュリティサービスの提供
	Symmetry Holding	0 (100.00)	北米におけるマネージドサービスの提供
	(株)エヌ・ティ・ティ・データ	0 (54.21)	データ通信システムサービスおよびネットワークシステムサービスの提供
	NTT DATA	0 (100.00)	北米におけるコンサルティング、システム設計・開発
	NTT DATA Services	0 (100.00)	北米におけるコンサルティング、システム設計・開発
	NTT DATA Europe & Latam	0 (100.00)	コンサルティング、システム設計・開発

セグメント	会社名	当社の出資比率	主要な事業内容
		%	
	NTTアーバンソリューションズ(株)	100.00	街づくり事業に関する窓口および街づくり関連情報の一元管理
その他（不動産、エネルギー等）	エヌ・ティ・ティ都市開発(株)	0 (100.00)	不動産の取得・開発・賃貸・管理
	(株)NTTファシリティーズ	0 (100.00)	建築物・工作物および電力設備に関わる設計・監理・保守
	NTTアノードエナジー(株)	100.00	スマートエネルギーソリューションおよびエネルギーマネジメントシステムの開発
	NTTファイナンス(株)	100.00	通信サービスなどの料金の請求・回収およびクレジットカード決済サービスの提供

- (注) 1. 出資比率は各社の保有する自己株式を控除して計算しています。また、括弧内は当社の子会社による出資比率です。  
 2. 当事業年度において、NTT DATA Europe & Latamは、EVERIS PARTICIPACIONESから商号を変更しました。  
 3. 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりです。

名称	住所	当社における特定完全子会社株式の帳簿価額の合計額（百万円）	当社の総資産額（百万円）
(株)NTTドコモ	東京都千代田区永田町二丁目11番1号	4,618,041	11,664,291

## II 株式に関する事項

当社は、2022年4月4日より、東京証券取引所市場第一部から新市場区分であるプライム市場へ移行しております。

### 1.発行可能株式総数

6,192,920,900株

### 2.発行済株式の総数

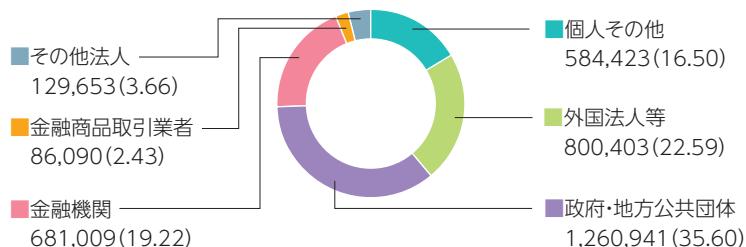
3,622,012,656株

### 3.当事業年度末の株主数

888,337名

#### 所有者別の株式数

株式数は千株未満を切り捨てて表示（千株単位）。（ ）内は構成比（%）



(注) 1. 構成比は、発行済株式の総数から自己株式を除いたものに対する比率となっています。なお、自己株式には役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託が保有する当社株式は含めておりません。

2. 上記その他の法人には、証券保管振替機構名義の株式が57千株含まれています。

### 4.大株主

株主名	持株数	持株比率
財務大臣	1,260,901 千株	35.59 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	368,424	10.40
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	159,421	4.50
トヨタ自動車株式会社	80,775	2.28
モックスレイ・アンド・カンパニー・エルエルシー	35,674	1.01
日本生命保険相互会社	27,200	0.77
パークレイズ証券株式会社	25,876	0.73
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	25,278	0.71
ジェーピー モルガン チェース バンク 385632	24,783	0.70
NTT社員持株会	24,740	0.70

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しています。

2. 当社は自己株式79,490,430株を保有していますが、上記大株主からは除外しています。

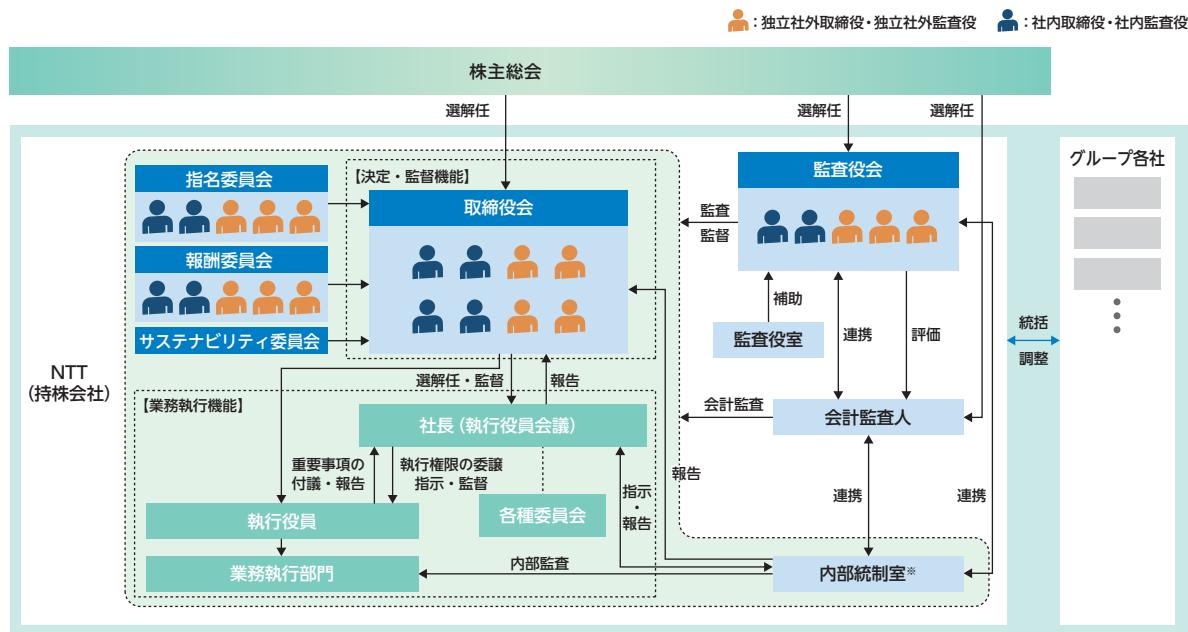
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。なお、自己株式には役員報酬BIP信託が保有する当社株式1,089,760株は含めておりません。

## Ⅲ コーポレート・ガバナンスに関する事項

### 1.基本方針

当社は、株主や投資家の皆さまをはじめ、お客さまやお取引先、従業員などさまざまなステークホルダーの期待に応えつつ、企業価値の最大化を図るためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するよう東京証券取引所の定める「コーポレートガバナンス・コード」の各原則の趣旨を踏まえ、体制強化していくことが重要であると考えており、経営の健全性の確保、適正な意思決定と事業遂行の実現、アカウンタビリティ（説明責任）の明確化、コンプライアンスの徹底を基本方針として取り組んでおります。

### コーポレート・ガバナンス体制



2022年3月31日時点

※2022年6月24日付で“内部統制室”の組織名を“内部監査部門”に変更予定

## 2.コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は、独立社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社形態を採用しております。

また、当社は、独立社外取締役を選任することにより、業務執行を適切に監督する機能を強化しております。

## 3.取締役会

取締役会は、独立社外取締役4名を含む取締役8名で構成され、社外取締役比率は50%となっております。また、執行役員制度を導入し、経営に関する決定・監督の機能と業務執行の機能を明確に分離することで、執行に対する監視機能と経営の機動力を担保しております。取締役会は、原則として毎月1回の定例取締役会を開催し、必要のある都度臨時取締役会を開催することで、グループ経営戦略に関する議論に加え、法令で定められた事項、および会社経営・グループ経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役および執行役員から定期的に職務執行状況の報告を受けることなどにより、取締役および執行役員の職務執行を監督しております。

独立社外取締役については、それぞれ豊富な経験を有し、人格、見識ともに優れていることから、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言を期待するものです。

なお、当社は、取締役会による役員等の指名・報酬の決定等における独立性、客観性および説明責任の更なる強化を目的に、取締役会の事前審議等機関として5名の取締役で構成（過半数である3名が独立社外取締役）される指名委員会、報酬委員会を任意に設置し、ガバナンスの有効性を高めております。

加えて、サステナビリティを巡る課題への対応が重要な経営課題であるとの認識のもと、サステナビリティ委員会を取締役会直下の機関として任意に設置し、重要な課題・指標の決定については、取締役会で決議することで、その取り組みの更なる推進を図っております。

### 【取締役会の実効性評価】

純粋持株会社である当社の取締役会は、グループ全体の中長期的な事業戦略に基づいたグループ各社の具体的な事業運営について、モニタリングする役割を担っています。

当社の取締役会は、執行役員などで構成する執行役員会議や、社長・副社長を委員長とし、関係する執行役員などが参加する各種の委員会の審議を経て、グループ経営に係る重要事項などを決定するとともに、各取締役および各執行役員の職務執行の状況をモニタリングしています。

取締役会においては、各取締役の所掌に基づき、現状のグループ経営などにおける課題とその解決に向けた取り組みや、出資や提携などの事業拡大に向けた取り組みについて報告・審議されております。当事業年度は、今後の事業環境の変化を展望して見直した、中期経営戦略「Your Value Partner 2025」に基づき、サステナビリティの推進などの会社経営・グループ経営に関する重要事項、ガバナンスの更なる強化に向けた方針の策定など

を中心に、活発な議論がなされました。特に、当事業年度は、サステナビリティに対する関心の高まりや、リモート・分散型社会の進展といった社会情勢をとらえた中期経営戦略の見直しに加え、NTTドコモの完全子会社化をはじめとするグループ運営体制の見直しを実施したこともあり、経営戦略に関する議案の割合が増加しております。また、独立社外取締役に対して、取締役会付議案件の事前説明に加え、代表取締役から当面の課題や検討状況を説明し、執行の注力内容と取り組み趣旨の明確化に努めることで、取締役会の監督機能が十分に発揮できるような環境を整えております。

さらには、独立社外取締役に当社の事業をより深く理解してもらえるように、独立社外取締役と代表取締役で当社の経営戦略について意見交換を実施するとともに、当社が力を入れている研究開発に関する展示会において、最先端の研究成果などについて説明しました。他にも、独立社外取締役と当社監査役、主要なグループ会社の独立社外取締役などとの間で、NTTグループの経営課題について意見交換を行いました。

これらの意見交換会において、独立社外取締役および監査役から、当社の取締役会などに関し、十分な情報提供と活発な議論が行われており、実効性が確保できていると評価されています。

また、取締役会の継続的な実効性向上を通じた経営ガバナンスの強化を目的に、毎年1回、取締役会の実効性評価を実施しています。当事業年度においても第三者機関を起用し、全取締役・監査役を対象とした取締役会に関するアンケート調査を行い、取締役会としての実効性評価を実施しました。取締役会の役割と責務、構成、運営、満足度といった観点での質問を行い、第三者機関にて取りまとめた結果、すべての設問において肯定的意見が多数を占めており、取締役会に期待される重要な役割・責務が十分に果たされていることを確認しました。

また、戦略的議論の活性化に向けて実施した意見交換会の開催など、ガバナンス関連の強化やサステナビリティ等重要課題の議論の充実などにより、すべての役員から肯定的な意見を得ており、当社としては、取締役会の実効性は確保されていると評価しております。

一方、複雑化する案件の理解を深めるための取り組みについて、一定の評価を得ているものの改善の余地があるとの意見もあり、事前説明における審議案件の背景に関わる補足説明などの充実、主要な子会社の経営陣との意見交換機会の更なる拡充など、実効性のより高い取締役会の運営をめざし、引き続き改善に取り組みます。

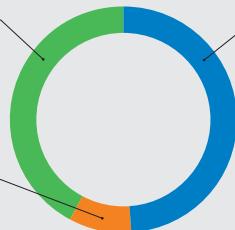
### 取締役会審議案件の内訳

ガバナンス  
42%

- ・株主総会関連
- ・内部統制の有効性評価
- ・内部通報制度の運営状況
- ・人事
- ・ガバナンスの更なる強化に関する方針 など

資本政策  
9%

- ・株主還元（自己株式取得、配当）
- ・資金調達、貸付 など



経営戦略  
49%

- ・グループ経営の状況
- ・グループ運営体制の見直し
- ・グローバル戦略
- ・事業会社のM&A
- ・職務執行状況報告
- ・年次報告書、計算書類などの承認
- ・研究開発計画 など

## 4. 監査役会

監査役会は、社内監査役2名と独立社外監査役3名（各1名ずつ女性2名を含む）の合計5名で構成されております。当事業年度は監査計画に基づき、グローバル事業の競争力強化や新ドコモグループの機能統合に向けた取り組みなど、引き続き経営が大きく変化するなか、法令に基づく監査に加え、中期経営戦略の進捗状況やコーポレート・ガバナンスの維持・向上に向けた取り組み状況などについて、内部統制室・会計監査人・グループ会社監査役などとの連携による効率的・効果的な監査に努めました。また、代表取締役および独立社外取締役などとの意見交換、海外子会社を含むグループ会社の代表取締役および監査役などとテーマに応じた意見交換を実施することで、取締役および執行役員の職務の執行状況の実情を把握するとともに必要に応じて提言を行っております。当事業年度は、代表取締役および独立社外取締役などとの意見交換を43回、グループ会社の代表取締役および監査役などとの意見交換を53回実施しました。

独立社外監査役を含む当社の監査役は、取締役会など重要な会議に出席するほか、取締役および執行役員の職務の執行状況に関し、適宜監査を行っております。また、内部統制室・会計監査人・グループ会社監査役などと、定期的、および必要に応じて適時に情報交換を行うなど連携を強化し監査を行っております。さらに、グループ監査体制の高度化に向け、主要グループ会社の監査役との間で、重要性、およびリスク・アプローチに基づきリスク認識の統一を図り、主要グループ会社の監査役を通じた監査、往査を実施しました。

また、当事業年度の監査活動を振り返り、次年度の監査計画への反映、および監査品質の向上などを目的に、2018年度以降継続して監査役会の実効性を評価しております。当事業年度の実効性の評価に際しては、各監査役に対するアンケートに加え、独立社外監査役3名に対するインタビューを実施しました。なお、匿名性を確保するとともに客観的な視点を確保するため、アンケートやインタビューの実施、集計結果の分析にあたり、第三者機関を活用いたしました。また、NTTグループのグローバル化が進展するなか、監査役会としてもグローバルな視点を監査に取り入れる観点から、当事業年度においては、従来の経年変化を問う評価項目に加え、米国・英国企業の監査委員会に関するプラクティスを参考にしつつ分析評価のプロセスを深掘りし、アンケート項目や分析の参考とするアプローチを実施しました。当事業年度の主な評価項目は、監査計画、経営幹部への提言・業務執行監査、グループ監査体制、不正対応、三様監査（監査役による監査、会計監査人による監査、内部監査部門による内部監査）連携、監査役会の運営などです。これらを踏まえ、監査役会で議論・検証した結果、監査役会の実効性は確保されていると評価しました。

引き続き、NTTグループの事業展開や国内外の組織再編などを踏まえ、内部統制室およびグループ会社監査役などとの連携を強化するとともに、グループ監査体制の高度化に向けて取り組みます。また、社会的要請への責任の高まりや非財務情報の開示の充実などの状況を踏まえ、取締役および執行役員の取り組み状況を一層注視し、積極的に提言を行います。経営幹部に対する監査に際しては独立社外取締役との連携を一層強化するなど、今後も監査役会の実効性の一層の向上に努めます。

## 5.指名委員会、報酬委員会

取締役会による役員等の指名・報酬の決定等における独立性、客観性および説明責任の更なる強化を目的に、取締役会の事前審議等機関として5名の取締役で構成（過半数である3名が独立社外取締役）される指名委員会、報酬委員会を任意に設置し、ガバナンスの有効性を高めております。当事業年度においては、2021年8月6日より独立社外取締役を1名増員し委員会構成の独立性を高めたほか、2021年11月10日より従来の人事・報酬委員会をその機能に応じて、指名委員会と報酬委員会に分離・移行し、各委員会の権限・役割を一層明確にすることとしました。両委員会を構成する委員は、澤田純（代表取締役社長）、島田明（代表取締役副社長）、白井克彦（社外取締役）、榊原定征（社外取締役）および坂村健（社外取締役）とし、議事運営を統括する委員長は澤田純（代表取締役社長）としております。両委員会の決議にあたっては、構成メンバーである委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって行うこととしております。

2021年度は人事・報酬委員会を6回、指名委員会を2回、報酬委員会を1回開催したほか、委員会メンバーによる意見交換会を開催し、役員報酬体系の在り方、役員等の選任、後継者計画、改訂コーポレートガバナンス・コードを踏まえた対応などについて活発な議論を実施しております。

## 6.役員を選任

当社の取締役会の構成は、NTTグループ人事方針における経営陣の選任の方針に基づき、NTTグループの課題解決に資するスキルを有する人材をグループ内外から幅広く選任していきます。なお、社外役員については、幅広い経営視点・専門家としての意見を期待するとともに、社内外の取締役にについては、ダイバーシティの推進も踏まえて選任することとしております。

なお、当社においては、法令の定め（日本電信電話株式会社等に関する法律 第10条第1項）により、外国人を取締役または監査役とすることはできません。

### NTTグループ人事方針

#### 【基本的な考え方】

NTTグループは、信頼され選ばれ続ける「Your Value Partner」として、お客さまに対してワールドワイドに新たな価値を創造することを通じて、社会的課題の解決と安心・安全で豊かな社会の実現に寄与していきます。その価値観を共有できる人材をNTTグループ全体のトップマネジメント層にグループ内外から幅広く選任していくこととします。

#### 【取締役候補の選任】

取締役候補は、NTTグループ全体の企業価値の向上のために、グループトータルの発展に寄与する幅広い視野と経験を有し、マネジメント能力とリーダーシップに優れ、経営センスと意欲のある人材を選任します。取締役会は、事業内容に応じた規模とし、専門分野などのバランスおよび多様性を考慮した構成とします。

なお、業務執行の監督機能を強化する観点から、一般株主と利益相反を生じるおそれのない人材を独立社外取締役にとし、原則、複数名選任します。

#### 【監査役候補の選任】

監査役候補は、専門的な経験、見識などからの視点に基づく監査が期待できる人材を選任することとします。

なお、取締役の業務執行を公正に監査する観点から、一般株主と利益相反を生じるおそれのない人材を社外監査役とし、会社法に則り監査役の半数以上を選任します。

なお、取締役候補の選任にあたっては、独立社外取締役3名を含む5名の取締役で構成される指名委員会の審議を経て取締役会で決議し、株主総会に付議することとしています。また、監査役候補の選任にあたっては、監査役候補の選任方針に基づき取締役が提案する監査役候補について、社外監査役が半数以上を占める監査役会における審議・同意を経て取締役会で決議し、株主総会に付議することとしています。

## 【後継者計画】

最高経営責任者等の後継者候補については、技術革新、市場動向、経営環境の変化のスピードに対応できる後継者候補の確保が重要と捉え、幅広い職務経験、重要ポストへの配置などを通じ、候補者の多様性を担保し、人格、見識ともに優れ時世に合った人材を登用していけるよう育成を行っております。選任にあたっては、取締役会の事前審議等機関として独立社外取締役3名を含む5名の取締役で構成される指名委員会の審議を経て、取締役会で決定しております。

なお、将来の経営幹部候補については、年齢・性別・専門分野を問わずさまざまな人材を選抜し、経営幹部候補育成プログラムとしてスタートした“NTT University”における育成を通じて、変革をリードしていく意欲あふれる多様な人材を対象としてまいります。

## 【社外役員の独立性】

当社は、職務執行の監督機能を強化する観点、あるいは取締役の職務執行を適切に監査する観点から、一般株主と利益相反を生じるおそれのない人材を、社外取締役ないし社外監査役とする方針としております。さらに、東京証券取引所の定める独立性基準に加え、以下の要件を満たす社外取締役ないし社外監査役を、独立役員（独立社外取締役ないし独立社外監査役）に指定しております。

### 独立性判断基準

直近の3事業年度において以下に該当する者ではないこと。

- (1) 当社の基準を超える取引先<sup>※1</sup>の業務執行者
- (2) 当社の基準を超える借入先<sup>※2</sup>の業務執行者
- (3) 当社および主要子会社<sup>※3</sup>から、直近の3事業年度のいずれかの事業年度において、役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を直接得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家などの専門的サービスを提供する個人
- (4) 当社の基準を超える寄付を受けた団体<sup>※4</sup>の業務執行者  
なお、以上の(1)から(4)のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、独立役員の指定時にその理由を説明、開示します。

※1 当社の基準を超える取引先とは、直近の3事業年度のいずれかの事業年度における当社および主要子会社<sup>※3</sup>の取引合計額が、当該事業年度における当社および主要子会社の年間営業収益合計額の2%以上の取引先をいう。

※2 当社の基準を超える借入先とは、直近の3事業年度のいずれかの事業年度における連結ベースでの借入額が、当該事業年度における当社の連結総資産の2%以上の借入先とする。

※3 主要子会社とは、NTTドコモ、NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ、NTTデータをいう。

※4 当社の基準を超える寄付を受けた団体とは、直近の3事業年度のいずれかの事業年度における当社および主要子会社<sup>※3</sup>からの寄付の合計額が、年間1,000万円又は当該事業年度における当該組織の年間総収入の2%のいずれか大きい額を超える団体をいう。

## 7.取締役・監査役に対する研修

NTTグループ会社役員に対しては、グローバルにわたる経済・社会問題、コンプライアンス、リスクマネジメントなど、さまざまな研修の機会を設けるとともに、新たな職務経験などを積ませることで、激変する経営環境に対応できるトップマネジメントに相応しい候補者の育成に努めています。また、独立社外役員に対しては、グループ会社の事業動向や当社研究所などにおける最新の研究開発成果への理解を深める機会を設けるなど、NTTグループ事業への理解をさらに深める取り組みも行っています。

## 8.政策保有株式

当社は、安定株主の形成を目的とした株式の保有をしておらず、また、今後も保有いたしません。

一方で、当社は、中長期的な企業価値の向上に向け、さまざまな業界のパートナーとのコラボレーションやオープンイノベーションの推進を事業の方針としております。こうした方針を踏まえ、当社は、投資戦略委員会などにおいて、当社の中長期的な業績への寄与、業務連携の進捗状況、業務連携に係る今後の検討課題、保有先の業績推移および今後の経営戦略など、総合的に勘案し、個別銘柄の保有適否に関して検証し、株式の保有・売却を行うこととしております。また、NTTグループ各社が保有する政策保有株式についても、個別銘柄の保有適否に関する検証などを毎年実施し、売却などに取り組んでおります。

政策保有株式に関する議決権行使については、投資先企業の持続的な成長と、当社および投資先企業の企業価値向上の観点から、中長期的な企業価値向上に向けた取り組み内容を検証のうえ、株主として適切に議決権を行使します。

なお、2022年3月末現在における貸借対照表計上額の合計および資本合計に対する比率は以下のとおりです。

① 資本合計（連結）	9,018,132百万円
② 貸借対照表計上額の合計	754,501百万円
③ 比率（②÷①）	8.4%

（注）②貸借対照表計上額の合計は、「企業内容等の開示に関する内閣府令」で定められた、有価証券報告書に記載する当社および連結子会社のうち、計上額が多い上位2社（当社およびNTTドコモ）の合計。

## 9.資本政策

配当については継続的な増配の実施を基本的な考えとし、自己株式の取得についても機動的に実施することで、資本効率の向上を図ります。

## IV 会社役員に関する事項

### 1. 取締役および監査役の状況

氏名	現在の地位・担当	所有する 当社株式数	
しの 篠原 弘道	取締役会長	53,400株	
さわ 澤田 純	代表取締役社長・社長執行役員 CEO (Chief Executive Officer)	41,500株	
しま 島田 明	代表取締役副社長・副社長執行役員 事業戦略担当 CFO (Chief Financial Officer) CCO (Chief Compliance Officer) CHRO (Chief Human Resource Officer)	26,808株	
しぶ 澁谷 直樹	代表取締役副社長・副社長執行役員 技術戦略担当 CTO (Chief Technology Officer) CIO (Chief Information Officer) CDO (Chief Digital Officer)	13,500株	
しら 白井 克彦	社外取締役 独立役員	取締役	11,900株
さかき 榊原 定征	社外取締役 独立役員	取締役	23,000株
さか 坂村 健	社外取締役 独立役員	取締役	1,700株
たけ 武川 恵子	社外取締役 独立役員	取締役	2,200株
まえ 前澤 孝夫	常勤監査役	20,808株	
たか 高橋 香苗	常勤監査役	6,500株	
いい 飯田 隆	社外監査役 独立役員	監査役	7,700株
かん 神田 秀樹	社外監査役 独立役員	監査役	0株
か 鹿島 かおる	社外監査役 独立役員	監査役	0株

(注) 1. 取締役、監査役13名のうち男性は10名、女性は3名です。

2. 取締役のうち、白井克彦、榊原定征、坂村健および武川恵子の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は、4氏を当社が上場している東京証券取引所の上場規則に基づく独立役員に指定し、同証券取引所に届け出ております。

3. 監査役のうち、飯田隆、神田秀樹および鹿島かおるの3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は、3氏を当社が上場している東京証券取引所の上場規則に基づく独立役員に指定し、同証券取引所に届け出ております。

在任期間	出席状況		重要な兼職の状況
	取締役会	監査役会	
13年	15/15回(100%)	—	ヤマハ(株) 社外取締役 (2021年6月24日就任)
8年	15/15回(100%)	—	NTT(株) 代表取締役社長
10年	15/15回(100%)	—	NTT(株) 取締役副社長
2年	15/15回(100%)	—	
10年	15/15回(100%)	—	
10年	15/15回(100%)	—	(株)シマノ 社外取締役、(株)ニトリホールディングス 社外取締役、 関西電力(株) 取締役会長
3年	15/15回(100%)	—	東洋大学 教授
3年	14/15回( 93%)	—	昭和女子大学 特命教授 (2021年4月1日就任)、 積水ハウス(株) 社外取締役 (2021年4月27日就任)、 三井金属鉱業(株) 社外取締役 (2021年6月29日就任) [三井金属鉱業(株) 社外監査役 (2021年6月29日退任)]
6年	15/15回(100%)	26/26回(100%)	NTT(株) 監査役
2年	15/15回(100%)	26/26回(100%)	NTT(株) 監査役
8年	15/15回(100%)	26/26回(100%)	弁護士、アルプスアルパイン(株) 社外取締役
3年	15/15回(100%)	26/26回(100%)	学習院大学大学院 教授、三井住友信託銀行(株) 社外取締役
3年	14/15回( 93%)	26/26回(100%)	公認会計士、キリンホールディングス(株) 社外監査役、 三井住友トラスト・ホールディングス(株) 社外取締役 (2021年6月23日就任) [三井住友信託銀行(株) 社外取締役 (2021年6月23日退任)]

4. 監査役前澤孝夫氏は当社および当社関連会社の経理部門の業務経験があり、監査役鹿島かおる氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 社外役員の兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

6. 社外役員がやむを得ず欠席する場合についても、事前説明を行い、意見をいただいております。

## 2.役員等賠償責任保険

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者が会社役員などの地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用などを補償することとしています。ただし、被保険者自身が贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行ったことに起因して被保険者が被る損害などについては補償対象外とすることにより、役員などの職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

当該保険契約の被保険者は、当社および当社子会社であるNTT東日本、NTT西日本、NTT, Inc.の取締役、監査役、執行役員です。

## 3.取締役および監査役の報酬等に関する方針ならびにその総額

2021年5月12日開催の取締役会において、新たな取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（以下「決定方針」という。）を決議しております（2021年11月10日開催の取締役会において、一部改訂を決議）。決定方針の概要は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬の決定方針および構成・水準については、客観性・透明性を確保するために、独立社外取締役3名を含む5名の取締役で構成される報酬委員会を設置し、同委員会の審議を経て取締役会にて決定することとします。また、報酬の割合、算定方法および個人別の報酬の額については、取締役会から同委員会に委任し、決定することとしております。これらの権限を報酬委員会に委任している理由は、当該委員会が代表取締役2名と社外取締役3名で構成されており、当社全体の業績を俯瞰しつつ、社外の目線も取り入れて適切な判断が可能であると考えているためです。

取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬については、月額報酬（基本報酬）と賞与（短期の業績連動報酬）、ならびに役員持株会を通じた自社株式取得および株式報酬（中期の業績連動報酬）から構成することとしております。

月額報酬は、月例の固定報酬とし、役位ごとの役割の大きさや責任範囲に基づき、支給することとし、賞与は、当事業年度の業績を勘案し毎年6月に支給することとしております。賞与の業績指標については、当社の中期経営戦略で掲げた財務目標を選定しており、その理由は、取締役の報酬と当社の企業価値との連動性をより明確にし、中期経営戦略における財務目標達成に向けた意欲を高めるためであります。また、賞与の算定方法は、各財務目標の対前年改善度または計画達成度を各指標ごとに予め定めた方法により支給率に換算した上で、各指標のウェイトに基づき加重平均し、これに役位別の賞与基準額を乗じることにより算定しております。（次頁の「賞与の業績指標」をご参照ください）

さらに、中期の業績を反映させる観点から、毎月、一定額以上を拠出し役員持株会を通じて自社株式を購入することとし、購入した株式は在任期間中、そのすべてを保有することとしております。

株式報酬は、当社が設定した信託を用いて、毎年6月に役位に応じたポイントを付与し、中期経営戦略の終了年度の翌年度6月に、業績指標の達成度に応じて業績連動係数を決定し、これに累積ポイント数を乗じて付与する株式数を算定することとしております。また、株式の付与は退任時に行うこととしております。

なお、株式報酬の業績指標としてはEPSを選定しており、その理由は中期経営戦略においてメインの財務目標としているためです。

報酬構成割合は、標準的な業績の場合、おおそ「固定報酬：短期の業績連動報酬：中期の業績連動報酬＝50％：30％：20％」とします。

社外取締役の報酬については、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、月例の固定報酬のみを支給す

ることとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針の概要は以上のとおりですが、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬委員会による決定方針との整合性を含めた多角的な検討が行われているため、取締役会もその判断を尊重し、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬については、監査役の協議にて決定しており、社外取締役と同様の観点から、月額報酬のみを支給することとしております。

また、当事業年度においては、報酬委員会は澤田純（代表取締役社長）、島田明（代表取締役副社長）、白井克彦（社外取締役）、榊原定征（社外取締役）、坂村健（社外取締役）を構成メンバーとしております。

### 賞与の業績指標

中期経営戦略で掲げた財務目標などを業績指標として設定し、対前年改善度または計画達成度で評価しております。

業績指標 <sup>※</sup>			評価ウェイト	評価方法	2020年度実績	2021年度実績
E	P	S	35%	対前年改善度	248円	329円

業績指標 <sup>※</sup>			評価ウェイト	評価方法	2021年度目標値	2021年度実績
営	業	利	益	35%	17,300億円	17,686億円
R	O	I	C	9%	7.4%	7.5%
Capex to Sales			6%	計画達成度	13.5%	13.1%
海外売上高			6%		19,000百万ドル	18,878百万ドル
海外営業利益率			6%		6.0%	6.3%

※ 上記以外にB2B2Xプロジェクト数の計画達成度合いを評価しております。

なお、2022年度以降の賞与の業績指標については、2021年11月10日に新たにNTTグループサステナビリティ憲章を制定したことを踏まえ、持続可能な社会における3つのテーマを具現化することを目的として、新たに3つのサステナビリティ指標を加えるなどの変更を行う予定です。

区分	業績指標			評価ウェイト	評価方法	
	E	P	S			
財務指標	営 業 利 益			35%	対前年改善度	
	海 外 営 業 利 益 率			10%		
	R	O	I	C		5%
	温室効果ガス排出量			5%		
サステナビリティ指標	B 2 B 2 X 収 益 額			5%	計画達成度	
	女性の新任管理者登用率			5%		

## 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	支給人数	月額報酬	役員賞与	株式報酬	総額
取締役	8名	279百万円	130百万円	37百万円	446百万円
監査役	5名	138百万円	—	—	138百万円
合計	13名	417百万円	130百万円	37百万円	584百万円
(うち社外役員)	(7名)	(121百万円)	(—)	(—)	(121百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬額については、2006年6月28日開催の第21回定時株主総会において、年額7億5,000万円以内と決議いただいておりましたが、2021年6月24日開催の第36回定時株主総会において、①金銭報酬の額：年額6億円以内、②役員持株会を通じた当社株式の取得の資金として取締役に支給する額：年額5千万円以内、③業績連動型株式報酬制度に拠出する金員：年額1億円以内の3種類の構成へ変更する旨、決議いただいております。なお、当該株主総会終結時において取締役8名であります。
2. 上記のうち取締役の月額報酬の額については、役員持株会を通じた当社株式の取得の資金として支給した18百万円を含みます。
3. 監査役の報酬額については、2006年6月28日開催の第21回定時株主総会において、年額2億円以内と決議頂いております。なお、当該株主総会終結時において監査役5名であります。
4. 上記のうち株式報酬の額については、当事業年度中に係るポイント付与分として費用計上した額です。

当事業年度末日における決定方針については上記に記載のとおりであります。取締役会において当該方針を決議した2021年5月12日以前の決定方針の概要は以下のとおりです。

取締役（社外取締役を除く）の報酬については、月額報酬と賞与から構成しております。月額報酬は、役位ごとの役割の大きさや責任範囲に基づき、支給することとしております。賞与は業績指標の達成度合いなどを勘案して支給することとしております。業績指標は当社の中期経営戦略で掲げた財務目標を選定しており、その理由は、取締役の報酬と当社の企業価値との連動性をより明確にし、中期経営戦略における財務目標達成に向けた意欲を高めるためであります。また、賞与の算定方法は、各財務目標の対前年改善度または計画達成度を各指標ごとに予め定めた方法により支給率に換算した上で、各指標のウェイトに基づき加重平均し、これに役位別の月額報酬に一定数を乗じた数を乗じるにより算定しております。

(前頁の「賞与の業績指標」をご参照ください)

さらに、中長期の業績を反映させる観点から、月額報酬ならびに賞与の一定額以上を拠出し役員持株会を通じて自社株式を購入することとし、購入した株式は在任期間中、そのすべてを保有することとしております。なお、報酬構成割合は、標準的な業績の場合、おおそ「固定報酬：業績連動報酬＝70%：30%」となります。

社外取締役の報酬については、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、月額報酬のみを支給することとしております。

なお、取締役の個人別の報酬などの具体的な内容については、取締役会で決議した決定方針に基づき、人事・報酬委員会において決定することとしております。取締役会から人事・報酬委員会に委任された権限の内容は、報酬の割合、算定方法および個人別の報酬の額の決定であり、これらの権限を人事・報酬委員会に委任している理由は、当該委員会が代表取締役2名と社外取締役2名（澤田純（代表取締役社長）、島田明（代表取締役副社長）、白井克彦（社外取締役）、榊原定征（社外取締役））で構成されており、当社全体の業績を俯瞰しつつ、社外の目線も取り入れて適切な判断が可能であると考えているためです。

2021年5月12日以前における取締役の個人別の報酬などの内容に係る決定に関する方針の概要は以上のとおりですが、同年4月1日から6月30日までの期間に対応する取締役の個人別の報酬などの内容の決定にあたっては、人事・報酬委員会（当時）による決定方針との整合性を含めた多角的な検討が行われているため、取締役会もその判断を尊重し、当該期間に係る取締役の個人別の報酬などの内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬については、監査役の協議にて決定しており、社外取締役と同様の観点から、月額報酬のみを支給することとしております。

## 4. 社外役員に関する事項

### 主な活動状況

区分	氏名	取締役会における発言状況 ならびに社外取締役を果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外 取締役	白井克彦	同氏は、教育機関の運営責任者などとして豊富な経験を有し、人格・見識ともに優れていることから、当社としては、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言を期待して、2020年6月の当社定時株主総会において選任され、社外取締役に就任しております。 同氏は、取締役会や代表取締役との意見交換会において、主に当社事業が社会に与える影響、グローバル戦略、先端技術、サステナビリティ推進（コンプライアンスなど）に関する発言を行うとともに、指名委員会、報酬委員会において、役員等の選任、後継者計画、報酬体系の在り方、改訂コーポレートガバナンス・コードを踏まえた対応などに関する提言を行っております。
	榊原定征	同氏は、企業経営者として豊富な経験を有し、人格・見識ともに優れていることから、当社としては、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言を期待して、2020年6月の当社定時株主総会において選任され、社外取締役に就任しております。 同氏は、取締役会や代表取締役との意見交換会において、主にグループ運営、資本政策、サステナビリティ推進（コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスなど）に関する発言を行うとともに、指名委員会、報酬委員会において、役員等の選任、後継者計画、報酬体系の在り方、改訂コーポレートガバナンス・コードを踏まえた対応などに関する提言を行っております。
	坂村 健	同氏は、大学や研究機関の運営責任者などとして豊富な経験を有し、人格・見識ともに優れていることから、当社としては、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い視点からの助言を期待して、2020年6月の当社定時株主総会において選任され、社外取締役に就任しております。 同氏は、取締役会や代表取締役との意見交換会において、主に先端技術、研究開発、サステナビリティ推進（コンプライアンスなど）に関する発言を行うとともに、執行との意見交換会の場において、出資案件の業界・技術動向などに関する助言を行っております。また、指名委員会、報酬委員会において、役員等の選任、後継者計画、報酬体系の在り方、改訂コーポレートガバナンス・コードを踏まえた対応などに関する提言を行っております。
	武川恵子	同氏は、政府において広報やダイバーシティ推進における豊富な経験を有し、人格・見識ともに優れていることから、当社としては、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い視点からの助言を期待して、2020年6月の当社定時株主総会において選任され、社外取締役に就任しております。 同氏は、取締役会や代表取締役との意見交換会において、主に広報戦略、サステナビリティ推進（コンプライアンスなど）に関する発言を行うとともに、女性活躍推進などのダイバーシティ推進に関する助言を積極的に行っております。
区分	氏名	取締役会および監査役会における発言状況など
社外 監査役	飯田 隆	同氏は、弁護士としての豊富な経験に基づき、専門的な見地から、取締役会および監査役会、代表取締役および独立社外取締役などとの意見交換会、グループ会社の代表取締役および監査役などとの意見交換などの場において、必要に応じて主にコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスなどサステナビリティ推進の観点から発言などを行うとともに、社内ルールの適正な運用に向けた助言を積極的に行っております。
	神田秀樹	同氏は、大学教授としての豊富な経験に基づき、専門的な見地から、取締役会および監査役会、代表取締役および独立社外取締役などとの意見交換会、グループ会社の代表取締役および監査役などとの意見交換などの場において、必要に応じて主にコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスなどサステナビリティ推進の観点から発言などを行うとともに、会社法やコーポレートガバナンス・コードなどの観点から、NTTグループの各組織の適正な業務遂行に資する情報の提供および助言を積極的に行っております。
	鹿島かおる	同氏は、公認会計士としての豊富な経験に基づき、専門的な見地から、取締役会および監査役会、代表取締役および独立社外取締役などとの意見交換会、グループ会社の代表取締役および監査役などとの意見交換などの場において、必要に応じて主に会計監査、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、ダイバーシティ推進などサステナビリティ推進の観点から発言などを行うとともに、会計監査人との意見交換会などにおいて、会計監査の品質向上に資する助言を積極的に行っております。

# 連結計算書類

連結財政状態計算書 (2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
現金及び現金同等物	834,564
営業債権及びその他の債権	3,604,959
その他の金融資産	88,441
棚卸資産	408,362
その他の流動資産	574,922
<b>小計</b>	<b>5,511,248</b>
売却目的で保有する資産	205,344
<b>流動資産合計</b>	<b>5,716,592</b>
<b>非流動資産</b>	
有形固定資産	9,326,888
使用権資産	694,612
のれん	1,213,009
無形資産	1,951,824
投資不動産	1,236,490
持分法で会計処理されている投資	429,806
その他の金融資産	1,426,157
繰延税金資産	970,432
その他の非流動資産	896,431
<b>非流動資産合計</b>	<b>18,145,649</b>
<b>資産合計</b>	<b>23,862,241</b>

科 目	金 額
<b>負債及び資本の部</b>	
<b>流動負債</b>	
短期借入債務	1,646,806
営業債務及びその他の債務	2,500,341
リース負債	189,495
その他の金融負債	29,566
未払人件費	544,455
未払法人税等	210,964
その他の流動負債	1,129,851
<b>小計</b>	<b>6,251,478</b>
売却目的で保有する資産に 直接関連する負債	7,161
<b>流動負債合計</b>	<b>6,258,639</b>
<b>非流動負債</b>	
長期借入債務	5,717,465
リース負債	655,729
その他の金融負債	135,686
確定給付負債	1,561,049
繰延税金負債	137,474
その他の非流動負債	378,067
<b>非流動負債合計</b>	<b>8,585,470</b>
<b>負債合計</b>	<b>14,844,109</b>
<b>資本</b>	
<b>株主資本</b>	
資本金	937,950
利益剰余金	7,293,915
自己株式	△226,459
その他の資本の構成要素	277,050
<b>株主資本合計</b>	<b>8,282,456</b>
<b>非支配持分</b>	<b>735,676</b>
<b>資本合計</b>	<b>9,018,132</b>
<b>負債及び資本合計</b>	<b>23,862,241</b>

(注) 記載金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

## 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
営業収益		12,156,447
営業費用		
人件費	2,566,127	
経費	5,839,441	
減価償却費	1,561,183	
固定資産除却費	132,073	
減損損失		
のれん	228	
その他	37,824	
租税公課	250,978	10,387,854
営業利益		1,768,593
金融収益		63,471
金融費用		56,250
持分法による投資損益		19,711
税引前利益		1,795,525
法人税等		539,531
当期利益		1,255,994
当社に帰属する当期利益		1,181,083
非支配持分に帰属する当期利益		74,911

(注) 記載金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年3月31日)

(単位:百万円)

科 目	金 額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
現金及び預金	405
売掛金	895
貯蔵品	201
前渡金	2,164
短期貸付金	213,600
未収入金	280,207
その他	4,974
<b>流動資産合計</b>	<b>502,446</b>
<b>固定資産</b>	
<b>有形固定資産</b>	
建物	71,031
構築物	5,218
機械装置及び運搬具	263
工具、器具及び備品	24,845
土地	27,746
リース資産	10
建設仮勘定	1,255
<b>有形固定資産合計</b>	<b>130,369</b>
<b>無形固定資産</b>	
ソフトウェア	13,745
その他	394
<b>無形固定資産合計</b>	<b>14,140</b>
<b>投資その他の資産</b>	
投資有価証券	549,295
関係会社株式	9,964,727
その他の関係会社有価証券	19,455
関係会社出資金	4,097
関係会社長期貸付金	473,000
前払年金費用	2,083
その他	4,680
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>11,017,337</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>11,161,845</b>
<b>資産合計</b>	<b>11,664,291</b>

科 目	金 額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
買掛金	494
1年内償還予定の社債	99,995
1年内返済予定の長期借入金	200,600
1年内返済予定の関係会社長期借入金	209,150
短期借入金	1,891,730
リース債務	3
未払金	77,884
未払費用	7,066
未払法人税等	61,027
前受金	690
預り金	304
その他	1,590
<b>流動負債合計</b>	<b>2,550,532</b>
<b>固定負債</b>	
長期借入金	333,874
関係会社長期借入金	3,700,730
リース債務	8
繰延税金負債	24,395
退職給付引当金	35,511
資産除去債務	1,822
その他	5,253
<b>固定負債合計</b>	<b>4,101,593</b>
<b>負債合計</b>	<b>6,652,125</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	
資本金	937,950
<b>資本剰余金</b>	
資本準備金	2,672,826
<b>資本剰余金合計</b>	<b>2,672,826</b>
<b>利益剰余金</b>	
利益準備金	135,333
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,375,592
<b>利益剰余金合計</b>	<b>1,510,925</b>
<b>自己株式</b>	<b>△226,459</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>4,895,242</b>
<b>評価・換算差額等</b>	
その他有価証券評価差額金	116,923
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>116,923</b>
<b>純資産合計</b>	<b>5,012,166</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>11,664,291</b>

(注) 記載金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しています。

## 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
<b>営業収益</b>		
受取配当金	487,356	
グループ経営運営収入	25,400	
基盤の研究開発収入	122,000	
その他の収入	15,360	650,116
<b>営業費用</b>		
管理費	29,547	
試験研究費	116,312	
減価償却費	19,513	
固定資産除却費	1,002	
租税公課	3,936	170,310
<b>営業利益</b>		<b>479,806</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	2,512	
関係会社株式売却益	4,000	
為替差益	5,156	
物件貸付料	11,809	
雑収入	1,188	24,666
<b>営業外費用</b>		
支払利息	18,467	
社債利息	1,026	
物件貸付費用	8,002	
雑支出	2,481	29,974
<b>経常利益</b>		<b>474,497</b>
<b>特別損失</b>		
減損損失	6,312	6,312
<b>税引前当期純利益</b>		<b>468,185</b>
法人税、住民税及び事業税	2,446	
法人税等調整額	△4,763	△2,317
<b>当期純利益</b>		<b>470,502</b>

(注) 記載金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しています。

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

日本電信電話株式会社  
取締役会 御中

有限責任  あずさ監査法人	東京事務所
指定有限責任社員	公認会計士 寺澤 豊
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 田中賢二
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 大木正志
業務執行社員	

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電信電話株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、日本電信電話株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 強調事項

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」の「グローバル事業の再編」に記載されているとおり、会社は2022年5月9日開催の取締役会において、NTT株式会社及びNTT Limitedの下で営むグローバル事業と株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下、「NTTデータ」）グループのグローバル事業を統合することにより、会社グループにおけるグローバル事業の再編を行うことを決議し、NTTデータとの間で本事業再編に係る基本契約書及び株主間契約書を締結した。また、会社は2022年5月9日開催の取締役会の決議に基づき、市場買付により6,000万株又は1,000億円を上限としてNTTデータ株式を取得することを予定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を適読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類作成に当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監査及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

日本電信電話株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 寺澤 豊  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 田中賢二  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 大木正志  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電信電話株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

個別注記表「重要な後発事象に関する注記」の「グローバル事業の再編」に記載されているとおり、会社は2022年5月9日開催の取締役会において、NTT株式会社及びNTT Limitedの下で営むグローバル事業と株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下、「NTTデータ」）グループのグローバル事業を統合することにより、会社グループにおけるグローバル事業の再編を行うことを決議し、NTTデータとの間で本事業再編に係る基本契約書及び株主間契約書を締結した。また、会社は2022年5月9日開催の取締役会の決議に基づき、市場買付により6,000万株又は1,000億円を上限としてNTTデータ株式を取得することを予定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかに注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規程等に準拠し、監査の方針に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および研究所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその整備および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）および

その附属明細書ならびに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月10日

日本電信電話株式会社 監査役会

常勤監査役 前 澤 孝 夫

常勤監査役 高 橋 香 苗

監 査 役 飯 田 隆

監 査 役 神 田 秀 樹

監 査 役 鹿 島 か お る

(注) 1. 監査役飯田隆、監査役神田秀樹および監査役鹿島かおるは、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

2. 監査役は、電子署名をしております。

以上

## (ご参考) 用語解説

### ■ 一般用語

#### ▼ スマートシティ

先進的技術の活用により、都市や地域の機能・サービスを効率化・高度化し、各種課題の解決、生活の利便性・快適性の向上などを実現した街

#### ▼ ゼロトラスト

社外アクセスやクラウド利用を前提に、あらゆるアクセスに対して安全性の確認を行うセキュリティの考え方

#### ▼ デジタルトランスフォーメーション (DX)

ICTツールにより、さまざまなデータの集積や経営におけるデータの利活用を実現し、新たなビジネスモデルの創出や既存ビジネスの変革を行うこと

#### ▼ マネージドサービス

通信サービスやITサービスなどの利用に必要な機器やソフトウェアの導入・管理・運用・保守などの業務を請け負うサービス

#### ▼ B2B2X

自治体や他分野の事業者などのサービス提供者 (B) との連携を拡大、「黒衣役」「触媒役」としてデジタルトランスフォーメーションをサポートすることを通じ、サービス提供者とともに社会的課題の解決やエンドユーザ (X) へ新たな価値創造を提供する取り組み

#### ▼ CSV

共通価値の創造 (Creating Shared Value)。企業の事業を通じて社会的な課題を解決することから生まれる社会価値と企業価値を両立させようとする経営フレームワーク

#### ▼ ESG

環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) の頭文字をとったもの。企業経営の持続性を評価するベンチマーク

#### ▼ SDGs

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)。国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標

### ■ NTTグループのサービス関連用語

#### ▼ ドコモ光

フレッツ光回線またはケーブルテレビの設備を使ってNTTドコモが提供するプロバイダー体型の光インターネットサービス

#### ▼ 光コラボレーションモデル・コラボ光

NTT東日本・NTT西日本が提供するフレッツ光などをさまざまなサービス提供事業者に卸提供するサービス

#### ▼ フレッツ光

NTT東日本・NTT西日本が提供する光回線のインターネット接続サービスの総称

#### ▼ dポイント

月々のNTTドコモの携帯電話料金や、街のお店・ネットショッピングなど、いろいろなところでたまる・つかえるポイント。たまったポイントはお買物に1ポイント1円としてつかうことが可能

## 事業報告の記載内容について

- 本事業報告において、「NTTドコモ」は株式会社NTTドコモ、「NTTコミュニケーションズ」はエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、「NTTコムウェア」はエヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社、「NTT東日本」は東日本電信電話株式会社、「NTT西日本」は西日本電信電話株式会社、「NTT, Inc.」はNTT株式会社、「NTTデータ」は株式会社エヌ・ティ・ティ・データを示しています。
- 当社の連結計算書類は、国際財務報告基準 (以下「IFRS」) を適用しています。
- 本事業報告に記載している金額については、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。
- 文中において      が付されている用語について、「用語解説」にて解説を掲載しています。
- 本事業報告に含まれる予想数値および将来の見通しに関する記述・言明は、現在当社の経営陣が入手している情報に基づいて行った判断・評価・事実認識・方針の策定などに基づいてなされもしくは算定されています。また、過去に確定し正確に認識された事実以外に、将来の予想およびその記述を行うために不可欠となる一定の前提 (仮定) を用いてなされもしくは算定したものです。将来の予測および将来の見通しに関する記述・言明に本質的に内在する不確定性・不確実性および今後の事業運営や内外の経済、証券市場その他の状況変化などによる変動可能性に照らし、現実の業績の数値、結果、パフォーマンスおよび成果は、本事業報告に含まれる予想数値および将来の見通しに関する記述・言明と異なる可能性があります。



ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

## 株主総会当日のインターネットによる リアルタイム配信について

配信日時

**2022年6月24日（金）午前10時開始**

当日の様子はインターネットによるリアルタイム配信を通じて、ご覧いただくことができますので、ご来場はご遠慮いただきますよう強くお願い申し上げます。

**URLにつきましては、2022年6月2日発送予定の招集ご通知をご確認ください。**

※ ご視聴の株主様からは議決権行使、ご質問を承ることができません。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予め議決権行使をしていただくとともに、ご質問については事前にインターネット等によりお寄せくださいますようお願い申し上げます。

## インターネットによる 事前のご質問の受付について

受付期限

**2022年6月23日（木）午後5時30分まで**

第37回定時株主総会に関する報告事項および決議事項につきまして、株主様からの事前のご質問をお受けしております。以下の手順に従って、受付フォームに必要事項をご入力いただき、受付期限までにご送信ください。

**URLにつきましては、2022年6月2日発送予定の招集ご通知をご確認ください。**

1

パソコンやスマートフォンなどから、上記の当社Webサイトをご利用ください。

2

受付フォームにお名前、株主番号など必要事項をご記入ください。



3

ご入力内容をご確認のうえ、送信ボタンを押下ください。

※ 掲載したご質問への回答については当社Webサイトに掲載する予定です。また、その一部については本総会の中でご紹介する予定です。

※ 本総会の報告事項又は決議事項に関係のないご質問については、回答しない場合がございます。

※ ご質問については書面でもお受けしております。以下の送付先に受付期限までに到着するようにご送付ください。

[送付先] 〒100-8116 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 日本電信電話株式会社 IR室

## 第37回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

### 目次

事業報告	
NTTグループの現況に関する事項	
主要な事業内容	1
主要な拠点など	2
従業員の状況	2
NTTグループの財産および損益の状況の推移	3
当社の財産および損益の状況の推移	3
会社役員に関する事項	
責任限定契約の内容の概要	4
会計監査人に関する事項	4
業務の適正を確保するための体制などの整備についての決議の内容	5
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要	8
連結計算書類	
連結持分変動計算書	11
連結注記表	12
計算書類	
株主資本等変動計算書	33
個別注記表	34

上記の事項は、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社Webサイトに掲載することにより、株主の皆さまに提供したものとみなされる情報です。

# 事業報告

## NTTグループの現況に関する事項

### 主要な事業内容

区分	主要な事業内容
総合ICT事業	携帯電話事業、国内電気通信事業における県間通信サービス、国際通信事業、ソリューション事業、システム開発事業およびそれに関連する事業
地域通信事業	国内電気通信事業における県内通信サービスの提供およびそれに附帯する事業
グローバル・ソリューション事業	システムインテグレーション、ネットワークシステム、クラウド、グローバルデータセンターおよびそれに関連する事業
その他(不動産、エネルギー等)	不動産事業、エネルギー事業など

## 主要な拠点など

### 1. 当社

- ・ 本社  
東京都千代田区
- ・ 研究所  
IOWN総合イノベーションセンタ（東京都港区）、サービスイノベーション総合研究所（神奈川県横須賀市）、情報ネットワーク総合研究所（東京都武蔵野市）、先端技術総合研究所（神奈川県厚木市）  
※4つの総合研究所の内部組織として13の研究所があります。

### 2. 子会社

区分	主要な会社名	主要な拠点
総合ICT事業	(株)NTTドコモ	東京都千代田区
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	東京都千代田区
	エヌ・ティ・ティ・コムウェア(株)	東京都港区
地域通信事業	東日本電信電話(株)	東京都新宿区
	西日本電信電話(株)	大阪府大阪市都島区
グローバル・ソリューション事業	NTT(株)	東京都千代田区
	NTT Ltd.	英国
その他（不動産、エネルギー等）	(株)エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区
	NTTアーバンソリューションズ(株)	東京都千代田区
	エヌ・ティ・ティ都市開発(株)	東京都千代田区
	(株)NTTファシリティーズ	東京都港区
	NTTアノードエナジー(株)	東京都千代田区

## 従業員の状況

従業員の人数 333,840名（対前年：9,173名増）

区分	従業員数
総合ICT事業	46,506名
地域通信事業	72,972
グローバル・ソリューション事業	188,308
その他（不動産、エネルギー等）	26,054

## NTTグループの財産および損益の状況の推移

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
営業収益（億円）	118,798	118,994	119,440	121,564
営業利益（億円）	16,938	15,622	16,714	17,686
税引前利益（億円）	16,719	15,701	16,526	17,955
当期利益（億円）	8,546	8,553	9,162	11,811
1株当たり当期利益（円）	220.13	231.21	248.15	329.29
総資産（億円）	222,951	230,141	229,655	238,622
株主資本（億円）	92,649	90,611	75,627	82,825
1株当たり株主資本（円）	2,416.01	2,492.60	2,087.98	2,338.73

- (注) 1. 当期利益は、当社に帰属する当期利益（非支配持分帰属分控除後）を記載しています。  
 2. 1株当たり当期利益は、1株当たり当社に帰属する当期利益（非支配持分帰属分控除後）を記載しています。  
 3. 1株当たり当期利益は自己株式を除く期中平均発行済株式総数により、また1株当たり株主資本は自己株式を除く期末発行済株式総数により算出しています。  
 4. 株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託が保有する当社の株式は、1株当たり当期利益の算定上、期中平均発行済株式総数の計算において控除する自己株式数に含めています。また、1株当たり株主資本の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めています。  
 5. 当社は、2020年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っており、1株当たり当期利益および1株当たり株主資本について、当該株式分割調整後の数値を記載しています。  
 6. NTTグループの連結決算はIFRSに準拠して作成しています。

## 当社の財産および損益の状況の推移

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
営業収益（億円）	7,507	6,497	7,941	6,501
営業利益（億円）	6,138	5,103	6,444	4,798
経常利益（億円）	6,129	5,089	6,398	4,745
当期純利益（億円）	11,928	4,808	6,392	4,705
1株当たり当期純利益（円）	307.25	129.96	173.14	131.18
総資産（億円）	70,989	68,341	114,764	116,643
純資産（億円）	52,222	48,453	51,766	50,122
1株当たり純資産（円）	1,361.81	1,332.87	1,429.21	1,415.29

- (注) 1. 従来、百万円未満を切り捨てて表示していましたが、2020年度より四捨五入による表示へ変更しています。当該変更に伴い、2019年度以前についても四捨五入へ組み替えて表示しています。  
 2. 1株当たり当期純利益は自己株式を除く期中平均発行済株式総数により、また1株当たり純資産は自己株式を除く期末発行済株式総数により算出しています。  
 3. 純資産において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託が保有する当社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均発行済株式総数の計算において控除する自己株式数に含めています。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めています。  
 4. 当社は、2020年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っており、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産について、当該株式分割調整後の数値を記載しています。

## 会社役員に関する事項

### 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

### 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称  
有限責任 あずさ監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

会計監査人	支払額
有限責任 あずさ監査法人	346百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額などを区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しています。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

3. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

会計監査人	支払額
有限責任 あずさ監査法人	2,972百万円

(注) 1. 当社が会計監査人に対して対価を支払っている非監査業務の内容は、当社の海外子会社に対する専門業務実務指針4400（合意された手続業務に関する実務指針）に準拠して実施された業務です。

2. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社はあずさ監査法人以外の監査を受けています。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合に、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

上記のほか、監査役会は、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

## 業務の適正を確保するための体制などの整備についての決議の内容

当社は、NTTグループにおける内部統制システムの整備に関する基本方針を取締役に於て決議しています。決議の内容は以下のとおりです。（2022年6月24日付で“内部統制室”の組織名を“内部監査部門”に変更する予定です。）

### －内部統制システムの整備に関する基本方針－

#### I. 内部統制システムの整備に関する基本的考え方

1. 当社は、内部統制システムの整備にあたり、法令の遵守、損失の危機管理及び適正かつ効率的な事業運営を目的に、損失の未然防止、損失最小化に向けた各種対策を講じる。
2. 上記内部統制システムの整備のため、内部統制室を設置し、規程・体制等の整備を統括するとともに、監査レビューの実施やグループとしてリスクの高い共通項目についての統一的な内部監査を実施することにより、内部統制システムの有効性を評価した上、必要な改善を実施する。
3. 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムの信頼性の確保についても適切な取り組みを実施する。
4. 社長は業務執行の最高責任者として、内部統制システムの整備及び運用について責任をもって実施する。

#### II. 内部統制システムに関する体制の整備

1. 取締役、執行役員及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令を遵守することはもとより、高い倫理観を持って事業を運営していくため、以下の取り組みを行う。

- (1) 社員就業規則等において、事業を適正かつ効率的に運営するため、誠実に法令、規程及び通達を遵守し、全力をあげてその職務の遂行に専念すべき義務を定める。
- (2) 企業倫理については、NTTグループ企業倫理規範を策定し、NTTグループ全ての役員及び社員に対して、企業倫理に関する具体的行動指針とする。
- (3) 企業倫理の責任体制を明確化し、企業倫理の確立、コンプライアンス意識の醸成、綱紀の保持、申告に関する調査検討等を行うため、副社長を委員長として、企業倫理委員会を設置する。
- (4) より風通しの良い企業風土の醸成に努め、グループ各社内の企業倫理ヘルプライン受付窓口及び弁護士を活用したグループ横断的な社外の企業倫理ヘルプライン受付窓口を設置し、匿名・記名を問わず申告を受け付ける。また、経営陣から独立した受付窓口として監査役への独立通報ルートも設置する。なお、企業倫理ヘルプライン受付窓口及び監査役に申告したことを理由として、申告者に対して不利益となる取り扱いを行わない。
- (5) 役員や社員に対する継続的な啓発活動を行うため、企業倫理研修等を実施する。また、社内チェックの充実・強化を図るため、企業倫理に関する意識調査等を行なう。
- (6) 内部統制室は、内部監査計画を取締役に報告するとともに、それに基づき内部監査を実施し、その結果を定期的に取締役会に報告する。

## 2. ビジネスリスクマネジメントに関する規程その他の体制

当社は、ビジネスリスクについて適切にマネジメントするため、以下の取り組みを行う。

- (1) リスクマネジメントの基本的事項を定め適正かつ効率的な業務運営を行うため、リスクマネジメント規程を策定する。
- (2) ビジネスリスクマネジメントの責任体制を明確化するため、副社長を委員長として、会社運営に関わる新たなビジネスリスクへの対処に向けた危機管理を行うためにビジネスリスクマネジメント推進委員会を設置する。
- (3) また、NTTグループが一体となってリスクマネジメントを行うため、リスクの発生を予防し、事前準備するとともに、リスクが発生した場合に的確かつ迅速な対応を可能とするよう、ビジネスリスクマネジメントマニュアルを策定する。

## 3. 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役及び執行役員の適切な責任分担と監督体制により効率的な事業運営を行うため、以下の取り組みを行う。

- (1) 組織の構成と各組織の所掌業務を定める組織規程及び権限の分掌を定める責任規程を策定する。
- (2) 執行役員制度を導入し、取締役会が担う経営に関する決定・監督の機能と執行役員が担う業務執行の機能を明確に分離する体制を整え、経営の機動力の向上を図る。
- (3) 取締役会規則を定め、原則月1回開催される取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、取締役及び執行役員は、定期的に職務の執行状況等について報告する。
- (4) 職務執行の公正性を監督する機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。
- (5) さらにNTTグループを統括・調整する持株会社として、効率的かつ効果的なグループ経営を推進するため、会社経営・グループ経営に関する重要事項を課題毎に議論し、適正な意思決定を行うための執行役員会議、委員会を設置する。  
また、NTTグループの事業運営において必要な事項の各社からの報告に関する体制を整備する。

## 4. 取締役及び執行役員の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役及び執行役員の職務の執行に関する情報の管理を行い、適正かつ効率的な事業運営に資するため、以下の取り組みを行う。

- (1) 文書（関連資料及び電磁媒体に記録されたものを含む。以下「文書」という。）その他の情報の管理について必要事項を定めるため、文書規程、情報セキュリティマネジメント規程等を策定する。
- (2) 文書の整理保存の期間については、法令に定めるものの他、業務に必要な期間、保存する。

## 5. NTTグループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、NTTグループ会社間の取引については法令に従い適切に行うことはもとより、NTTグループが適正な事業運営を行ない、グループとしての成長・発展に資するため、グループ会社において以下の取り組みを行う。

- (1) 危機発生時の親会社への連絡体制を整備する。
- (2) 不祥事等の防止のための社員教育や研修等を実施する。
- (3) 情報セキュリティ及び個人情報保護に関する体制を整備する。
- (4) 親会社へ定期的に財務状況等の報告を行なう。
- (5) 親会社の内部監査部門等による内部監査を実施する。

6. 監査役職務を補助すべき社員に関する事項及びその社員の取締役及び執行役員からの独立性に関する事項

当社は、監査役職務が実効的に行われることを確保するため、監査役職務を補助すべき社員について以下の取り組みを行う。

- (1) 監査役職務を補助すべき専任の社員を配置するため、会社法上の重要な組織として監査役室を設置する。
- (2) 監査役室に所属する社員は、監査役指揮命令に基づき業務を実施する。
- (3) 監査役室に所属する社員の人事異動、評価等について、監査役会の意見を尊重し対処する。

7. 取締役、執行役員及び社員が監査役に報告をするための体制及びその他監査役職務が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役職務が実効的に行われることを確保するため、取締役、執行役員及び社員が職務執行に関する重要な事項について監査役に報告するなど、以下の取り組みを行う。

- (1) 取締役等から職務執行等の状況について以下の項目について報告する。
  - ① 執行役員会議で決議された事項
  - ② 会社に著しい損害を及ぼした事項および及ぼすおそれのある事項
  - ③ 月次決算報告
  - ④ 内部監査の状況
  - ⑤ 法令・定款等に違反するおそれのある事項
  - ⑥ ヘルプラインへの通報状況
  - ⑦ グループ会社から報告を受けた重要な事項
  - ⑧ 上記以外のコンプライアンス上重要な事項
- (2) 監査役求めに応じ、代表取締役、会計監査人、内部監査部門等は、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施する。
- (3) 監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席することができる。
- (4) 監査役は、独自に外部の専門家と契約し監査業務に関する助言を受けることができる。
- (5) 監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行う。
- (6) 監査役に報告した者は、報告したことを理由として不利益となる取り扱いを受けない。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

NTTグループにおける内部統制システムの整備に関する基本方針に基づく、当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。（2022年6月24日付で“内部統制室”の組織名を“内部監査部門”に変更する予定です。）

### 1. 取締役、執行役員及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令を遵守することはもとより、高い倫理観を持って事業を運営していくため、企業倫理・コンプライアンスに関する意識の維持・向上に努めています。

企業倫理については、NTTグループ企業倫理規範及び社員就業規則を社内向けWebサイトに掲載しています。また、企業倫理委員会は、当事業年度に2回開催され、内部通報窓口である企業倫理ヘルプライン受付窓口に対する申告内容の調査を行い、対応状況とともに取締役会に報告しています。当事業年度においては、NTTグループ企業倫理ヘルプライン社外受付窓口に386件の通報がありました。なお、企業倫理ヘルプライン受付窓口に申告したことを理由として、申告者に対して不利益となる取り扱いを行わないことは、企業倫理ヘルプライン受付窓口運用規程において規定され、適切に運用されています。

コンプライアンス意識の維持・向上に向けては、役員・社員に対する企業倫理研修を実施するとともに、社内向けWebサイトでは企業倫理上問題となる事例を詳しく解説し、役員・社員の理解度向上に努めています。また、企業倫理に関する社員への意識調査を実施し、企業倫理の浸透度向上に活かしています。

内部統制室は、年間の内部監査計画、ならびに上期及び下期の内部監査結果について、取締役会に報告しています。なお、当社経営層と省庁関係者などとの会食などに関する昨年度の事案を踏まえた社内ルールの見直し、取り組み状況については、内部監査において適切に整備・運用されていることを確認し、その結果について、取締役会へ報告しました。

### 2. ビジネスリスクマネジメントに関する規程その他の体制

ビジネスリスクマネジメントについては、身近に潜在するリスクの発生を予想・予防し、万一リスクが顕在化した場合でも損失を最小限に抑えることなどを目的として、リスクマネジメントの基本的事項を定めたリスクマネジメント規程を制定しています。代表取締役副社長が委員長を務めるビジネスリスクマネジメント推進委員会を中心となって、リスクマネジメントのPDCAサイクルを構築し運用しています。なお、本委員会は当事業年度において2回開催され、全社的に影響を与える想定されるリスクの特定及びその管理方針などについて議論しました。

また、グループ一体となってリスクマネジメントに取り組むため、NTTグループビジネスリスクマネジメントマニュアルを策定しグループ各社に配布しています。本マニュアルにより、リスク発生に備えた事前対処策、リスクが顕在化した場合におけるグループ連携方法や対応方針、情報連絡フローなどを定め、迅速な対応を可能とする体制を整備し運用しています。

### 3. 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の業務は、各組織の所掌業務を定めた組織規程に基づいて執行され、取締役会の監督の下、権限の分掌を定めた責任規程に基づいて意思決定を行っています。

取締役会においては、法令で定められた事項及び会社経営・グループ経営に関する重要事項など、取締役会規則に定めた事項を決定するとともに、取締役及び執行役員から定期的に職務執行状況の報告を受けることなどにより、取締役の職務執行を監督しています。取締役会は、独立社外取締役4名を含む取締役8名で構成されており、当事業年度において15回開催されました。

会社の重要な意思決定にあたっては、原則として、執行役員会議において審議した上で決定しており、当事業年度において42回開催されました。また、執行役員会議の下には、会社経営戦略及びグループ経営戦略に関して課題ごとに議論する委員会を設置し、必要に応じて開催しています。主な委員会と当事業年度における開催回数はそれぞれ次のとおりです。

- ・技術戦略委員会（R&Dビジョン、技術開発戦略、R&D提携戦略）：1回
- ・投資戦略委員会（大型出資案件などに関する投資戦略）：36回
- ・財務戦略委員会（財務に関する基本戦略、財務諸課題への対応方針）：4回

グループ会社の事業計画・財務報告その他NTTグループの事業運営において必要な事項については、各社からの報告体制を整え、グループ各社の規模や特性に応じ、事業報告や非常勤役員派遣などの手段を通じ、必要な情報を得ています。

#### 4. 取締役及び執行役員の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に関する情報の管理を含む社内の情報管理について、文書規程や情報セキュリティマネジメント規程を制定しています。これらの規程は社内向けウェブサイトに掲載されています。文書（電子媒体に記録されたものを含む）の保存については、文書の種類によって法令に定めるもののほか、業務に必要な期間保存しています。また、文書の整理保存に関しては、各部門への情報管理責任者の配置や、規程に従った文書（ファイル）の管理を可能とするシステムの導入などを通じ、適切に運用しています。

#### 5. NTTグループにおける業務の適正を確保するための体制

グループ全体に影響を及ぼす危機的事態が発生した場合の親会社への連絡体制についてはビジネスリスクマネジメントマニュアルに定められており、適切に運用されています。NTTグループ全体のコンプライアンス意識の維持・向上に向けては、グループ会社に対し企業倫理研修の実施を指導し、その実施状況をモニタリングしています。

NTTグループ全体の情報セキュリティについては、NTTグループ情報セキュリティポリシーを制定し、その内容をホームページで公表しています。また、情報セキュリティに関するリスクマネジメントや課題解決を議論する場として各社の最高情報セキュリティ責任者（CISO）をメンバーとするグループCISO委員会を設置しています。同委員会は当事業年度において2回開催されました。なお、情報セキュリティの重要性が高まっていることなどを踏まえ、顧客情報などの管理の強化に取り組みます。

グループ会社の財務状況については、四半期決算の状況のほか、月次で親会社に対して適切に報告されています。また、その結果を月次モニタリング状況として執行役員会議及び取締役会に報告しています。

また、当社の内部統制室及び主要なグループ会社の内部監査部門は、各社及びそれぞれの傘下会社に対し、グループ共通の重要なリスクや各社固有のリスクを反映した内部監査を統一的に実施しました。

#### 6. 監査役の職務を補助すべき社員に関する事項及びその社員の取締役及び執行役員からの独立性に関する事項

監査役監査を支える体制として、専任の社員5名で構成する監査役室を設置しており、監査役の指揮命令に基づき適切に業務を実施しています。なお、監査役室社員の人事異動や評価などについては、監査役会と調整することとしています。

7. 取締役、執行役員及び社員が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会など重要な会議に出席し、監査役打合せ会を当事業年度において40回開催したほか、代表取締役との定期的な意見交換会や、取締役などとテーマに応じた議論を行っています。これらの場において、基本方針に示す職務執行などの状況の報告を受けるとともに必要に応じて提言を行っています。

また、会計監査人ならびに内部監査部門との定期的な意見交換を実施し、監査計画の説明や内部統制システムの状況などについて報告を受けるとともに、必要に応じて提言を行っています。

なお、監査業務に関する助言を受けるため独自に弁護士など外部の専門家と契約しており、これらに要する費用を含め、監査業務の執行に必要な費用については、会社が適切に負担しています。

## 連結計算書類

### 連結持分変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本					合計	非支配 持分	資本合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	その他の 資本の 構成要素			
期首残高	937,950	-	7,068,008	△704,793	261,542	7,562,707	640,336	8,203,043
当期包括利益								
当期利益	-	-	1,181,083	-	-	1,181,083	74,911	1,255,994
その他の包括利益 (△損失)	-	-	-	-	192,281	192,281	43,806	236,087
当期包括利益合計	-	-	1,181,083	-	192,281	1,373,364	118,717	1,492,081
株主との取引額等								
剰余金の配当金	-	-	△396,963	-	-	△396,963	△17,580	△414,543
利益剰余金への振替	-	4,370	172,403	-	△176,773	-	-	-
自己株式の取得及び処分	-	8	-	△253,581	-	△253,573	-	△253,573
自己株式の消却	-	△1,299	△730,616	731,915	-	-	-	-
支配継続子会社に対する 持分変動	-	△1,754	-	-	-	△1,754	△4,729	△6,483
株式に基づく報酬取引	-	235	-	-	-	235	48	283
非支配持分に付与された プット・オプション	-	△943	-	-	-	△943	△595	△1,538
その他	-	△617	-	-	-	△617	△521	△1,138
株主との取引額等合計	-	-	△955,176	478,334	△176,773	△653,615	△23,377	△676,992
期末残高	937,950	-	7,293,915	△226,459	277,050	8,282,456	735,676	9,018,132

(注) 記載金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しています。

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる事項に関する注記

#### 重要な会計方針に関する事項

##### 1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下「IFRS」）に準拠して作成しています。ただし、同項後段の規定により、IFRSで求められる記載及び注記の一部を省略しています。

##### 2. 金融資産

###### 認識、分類及び測定

金融資産は、契約当事者になった日に認識し、(a)償却原価で測定する金融資産、(b)その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、及び(c)損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転している場合において、金融資産の認識を中止し、連結財政状態計算書から除いています。

###### (a) 償却原価で測定する金融資産

貸付金等の負債性金融商品のうち、次の条件をともに満たすものを償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収を目的とする事業モデルのなかで保有している。
- ・契約条件に基づいて、特定の日に元本及び利息のみのキャッシュ・フローを生じさせる。

償却原価で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引費用を加算して測定しています。なお、提供した財又はサービスに対する対価の支払時期等を考慮すると、貨幣の時間価値に重要性がないことから、重大な金融要素を含まない営業債権については、貨幣の時間価値を調整することなく取引価格で当初測定しています。

また、当初認識後は実効金利法に基づき算定した総額の帳簿価額から損失評価引当金を控除した償却原価で測定しています。

###### (b-1) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産(負債性金融商品)

社債等の負債性金融商品のうち、次の条件をともに満たすものをその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方を目的とする事業モデルのなかで保有している。
- ・契約条件に基づいて、特定の日に元本及び利息のみのキャッシュ・フローを生じさせる。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引費用を加算しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しています。その他の包括利益として認識した金額は、売却等により認識を中止した場合、その累計額を損益に振り替えています。

(b-2) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産(資本性金融商品)

株式等の資本性金融商品のうち、売買目的ではないものは、当初認識時に、その公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示するという選択(事後的な選択の変更は不可)を行うことが認められており、金融商品ごとに当該指定を行っています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引費用を加算して測定しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しています。「その他の資本の構成要素」に累積したその他の包括利益は、認識を中止した場合にその累積額を利益剰余金に振り替えており、損益には振り替えていません。なお、配当については損益として認識しています。

(c) 損益を通じて公正価値で測定する金融資産

デリバティブ等の(a)(b-1)(b-2)以外の金融資産は、損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値により測定し、その取得に直接起因する取引費用は、発生時に損益として認識しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動を損益として認識しています。

## 減損

償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産(負債性金融商品)、リース債権、契約資産及び金融保証契約並びに貸出コミットメントについて、下記に基づき、減損損失(損失評価引当金)の額を算定しています。

- ・ 期末日時点で、金融資産にかかる信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、報告日後12ヵ月以内に生じ得る債務不履行事象から生じると予想される信用損失(12ヵ月の予想信用損失)により損失評価引当金の額を算定しています。
- ・ 期末日時点で、金融資産にかかる信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品の予想存続期間にわたるすべての生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失(全期間の予想信用損失)により損失評価引当金の額を算定しています。

ただし、リース債権、並びに重大な金融要素を含まない営業債権及び契約資産については、上記に関わらず、常に全期間の予想信用損失により損失評価引当金の額を算定しています。

## 3. 棚卸資産

### 評価基準

棚卸資産は、通信端末機器、材料品、仕掛品、及び貯蔵品で構成されており、取得原価と正味実現可能価額(NTTグループが通常の事業の過程における見積販売価格から、販売に要する見積費用を控除して算定した金額)のいずれか低い価額で測定しています。

### 評価方法

通信端末機器及び材料品の原価は、先入先出法により評価しています。仕掛品の原価は、主として顧客との契約に基づくソフトウェア製作及び販売用不動産の建築に関して発生した人件費及び委託費等を含む未完成の製造原価です。貯蔵品の原価は、総平均法又は個別法により評価しています。

#### 4. のれん

償却は行わず、配分した資金生成単位又は資金生成単位グループに減損の兆候がある場合、及び減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に減損テストを実施しており、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。

#### 5. 有形固定資産、無形資産及び投資不動産

##### 測定方法

取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上する原価モデルを採用しています。

##### 減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

主として定額法

##### (2) 無形資産

定額法（ただし、耐用年数が確定できない無形資産及び未だ利用可能でない無形資産については、償却を行わず、各年度の一定時期に減損テストを実施しています。）

##### (3) 投資不動産

主として定額法

#### 6. リース

##### 借手としてのリースの会計処理

##### (1)リース負債

リース負債は、開始日時点で支払われていないリース料をNTTグループの追加借入利子率<sup>\*</sup>を用いて割引いた現在価値で当初測定しています。リース料支払は、実効金利法に基づき算定したリース負債にかかる金利の支払及びリース負債の返済として会計処理しており、連結損益計算書においては、金利の支払を金融費用として表示しています。

※ リースの計算利子率が容易に算定できないため、NTTグループの追加借入利子率を割引率として用いています。

##### (2)使用権資産

使用権資産は、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整した取得原価で当初測定しています。当初認識後、使用権資産は、開始日から耐用年数又はリース期間にわたって定額法により減価償却します。使用権資産の見積耐用年数は、自己所有の有形固定資産と同様に決定します。さらに、使用権資産は、該当がある場合には、減損損失によって減額され、また特定のリース負債の再測定に際しても調整されます。なお、使用権資産のうち、投資不動産の定義を満たすものは、連結財政状態計算書上、投資不動産として表示しています。

#### 7. 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、現在の法的債務又は推定的債務を負い、債務の決済を要求される可能性が高く、かつその債務の金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しています。

引当金は、貨幣の時間価値を反映した税引前の利率を用いて、期末日における債務に関するリスクと不確実性を考慮に入れた見積将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて測定しています。

NTTグループは引当金として、主に資産除去債務、環境対策引当金及びポイントプログラム引当金を認識しています。

## 8. 確定給付負債

確定給付制度に関連して認識する負債(確定給付負債)は、期末日現在の確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除したものです。

確定給付負債と資産の純額に係る再測定は数理計算上の差異及び制度資産に係る収益(利息額に含まれる金額を除く)から構成され、その他の包括利益として認識し、直ちにその累計額を「その他の資本の構成要素」から利益剰余金に振り替えています。

## 9. 収益

NTTグループにおいては、固定音声関連サービス、移動音声関連サービス、IP系・パケット通信サービス、通信端末機器販売、システムインテグレーションサービス及びその他のサービスの6つのサービスを提供しています。

これらについて、IFRS第9号に基づく利息・配当収益やIFRS第4号に基づく保険料収入等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客に移転する財やサービスとの交換により、その権利を得ると見込む金額を収益として認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

また、顧客との契約獲得のための増分コスト及び履行コストのうち、回収可能であると見込まれる部分について資産として認識しています。契約獲得の増分コストとは、顧客との契約を獲得するために発生したコストで、当該契約を獲得しなければ発生しなかったものです。また、履行コストとは、顧客に財又はサービスが移転する前に発生する契約を履行するためのものです。NTTグループは移動音声関連サービス及びIP系・パケット通信サービスにおける、工事料収入・契約事務手数料収入及びポイントプログラム等並びにシステムインテグレーションサービスに係るもの以外のものについてはIFRS第15号第94項の実務上の便法を適用し、認識するはずの資産の償却期間が1年以内である場合には、契約獲得の増分コストを発生時に費用として認識しています。

NTTグループにおいては、総合ICT事業、地域通信事業、グローバル・ソリューション事業、その他（不動産、エネルギー等）の4区分において、固定音声関連サービス、移動音声関連サービス、IP系・パケット通信サービス、通信端末機器販売、システムインテグレーションサービス及びその他のサービスの6つのサービスを提供しています。

### (1) 固定音声関連サービス

総合ICT事業及び地域通信事業において、加入電話、INSネット、一般専用、高速デジタル伝送などの固定音声関連サービスを顧客に提供しており、これらの提供に従い収益を認識しています。固定音声関連サービスは月次で請求しています。

### (2) 移動音声関連サービス

総合ICT事業において、LTE(Xi)、5Gなどの移動音声関連サービスを顧客に提供しており、これらの提供

に従い収益を認識しています。移動音声関連サービスは月次で請求しています。なお、一部の料金プランでは、料金プラン毎に定額料金の範囲内で利用可能な通信分(通話)を定めており、利用可能な通信分のうち当月未使用分を自動的に繰越すサービスを提供しています。これらのサービスでは、当月に使用されず、翌月以降に使用が見込まれる分の収益を繰延べ、繰越金額が使用される時点において、収益として認識しています。

また、移動音声関連サービスの利用に応じて進呈するポイントと引き換えに、顧客が商品購入時の支払いや通信料金への充当等が可能なポイントプログラムを提供しています。取引価格は、通信サービス及びポイントに対して、それぞれの独立販売価格の比率に基づいて配分されます。ポイントに配分された取引価格のうち、未使用部分については契約負債として「その他の流動負債」に計上し、その後のポイントの使用に従って収益として認識します。この独立販売価格の見積りには、ポイント失効の見込みやポイントの交換対象となる商品・サービスの価値などの判断を伴う仮定が含まれています。

### (3) IP系・パケット通信サービス

総合ICT事業においてLTE(Xi)、5G、ドコモ光、Arcstar Universal One、IP-VPN、OCNなどを、地域通信事業においてフレッツ光(コラボ光※含む)などを、顧客に提供し、主な履行義務を下記のとおりに識別して、収益を認識しています。

※コラボ光：NTT東日本及びNTT西日本がサービス提供事業者(コラボ光事業者)に卸提供している光アクセスサービスなど。

#### 総合ICT事業

IP系・パケット通信サービスの提供に従い、収益として認識しています。

なお、一部の料金プランでは、料金プラン毎に定額料金の範囲内で利用可能な通信分(データ通信)を定めており、利用可能な通信分のうち当月未使用分を自動的に繰越すサービスを提供しています。

これらのサービスでは、当月に使用されず、翌月以降に使用が見込まれる分の収益を繰延べ、繰越金額が使用される時点において、収益として認識しています。

#### 地域通信事業

コラボ光事業者を支払った新規販売奨励金は、連結財政状態計算書の「その他の非流動資産」として繰延べ、支払時より見積平均契約期間にわたって、収益から控除しています。また、将来1年毎の契約更新時に継続利用販売奨励金として支払われる金額は、変動対価として過去の実績等に基づき見積もり、当初の契約時又は直近の契約更新時から1年間にわたって収益から控除しています。

#### 総合ICT事業及び地域通信事業

IP系・パケット通信サービスの提供に従い収益を認識しています。IP系・パケット通信サービスは一般消費者向けの場合、月次で請求しており、法人事業者向けの場合、契約により合意された時点で請求していません。

工事料収入・契約事務手数料収入などの初期一括収入は繰延べ、最終顧客とのフレッツ光及び光コラボレーションモデルの見積平均契約期間にわたって収益として認識しています。

また、IP系・パケット通信サービスの利用に応じて進呈するポイントと引き換えに、顧客が商品購入時の支払いや通信料金への充当等が可能なポイントプログラムを提供しています。取引価格は、通信サービス及びポイントに対して、それぞれの独立販売価格の比率に基づいて配分されます。ポイントに配分された取引価格のうち、未使用部分については契約負債として「その他の流動負債」に計上し、その後のポイントの使

用に従って収益として認識します。この独立販売価格の見積りには、ポイント失効の見込みやポイントの交換対象となる商品・サービスの価値などの判断を伴う仮定が含まれています。

#### (4) 通信端末機器販売

総合ICT事業において、通信端末機器を販売代理店等へ販売しています。NTTグループは、販売代理店等へ端末機器を引渡した時点で収益を認識しています。また、販売代理店等への引渡時に、通信端末機器販売に係る収益から代理店手数料及び契約者に対するインセンティブの一部を控除した額を収益として認識しています。なお、販売代理店等が契約者へ端末機器を販売する際に12ヶ月もしくは24ヶ月の分割払いを選択可能としています。分割払いが選択された場合、契約者及び販売代理店等と締結した契約に基づき、NTTグループが契約者に代わって端末機器代金を販売代理店等に支払い、この立替えた端末機器代金については、分割払いの期間にわたり、月額基本使用料及び通信料収入に合わせて契約者に請求しています。端末機器の販売については、販売代理店等へ引渡した時点で収益として認識しているため、端末機器代金の立替え及び契約者からの資金回収は、NTTグループの収益に影響を与えません。

また、総合ICT事業における端末機器の販売において、36回分割支払い契約及び利用した端末機器の返品を条件に、最大12か月分の分割支払額について支払いを不要とするプログラムを提供しています。当該プログラムの利用によって支払いを受けられなくなると見込む額を端末機器の販売時に収益から減額し、返金負債として「その他の流動負債」、「その他の非流動負債」に計上しています。返金負債の見積りについては、プログラム加入者による当該プログラムの利用率や、商品の種類ごとに過去の経験等に基づいて算出した端末取替時期等を基礎数値として将来支払いを受けられないと見込む額を算定し、翌年度以降に重大な収益の戻入れが生じないように見積りを行っており、顧客による通信端末機器の返品割合や返品時期に関する見込みなどの仮定が含まれています。加えて、返金負債の決済時にプログラム加入者から端末機器を回収する権利を連結財政状態計算書において「その他の流動資産」、「その他の非流動資産」にそれぞれ含めて資産計上しています。当該資産は、帳簿価額から回収のための予想コスト(返品された商品の企業にとっての価値の潜在的な下落を含む)を控除した額で端末機器の販売時に測定しています。

#### (5) システムインテグレーションサービス

総合ICT事業及び地域通信事業においてシステム開発などを、総合ICT事業及びグローバル・ソリューション事業においてシステムインテグレーションサービスを、顧客に提供しており、工事の進捗に従って顧客に成果が移転するため、工事期間にわたり収益を認識しています。原価の発生が工事の進捗度に比例すると判断しているため、収益の認識には原価比例法を用いています。契約対価は通常、引渡時に請求します。

また、損失の発生が予測される場合の損失引当は、引渡時に見込まれる全ての収益及び費用の見積りに基づいて認識しています。これにより、給付が完了するまでの様々な段階で収益及び費用の合理的見積りが可能となります。認識された損失は、契約の進捗にしたがって見直すことがあり、その原因となる事実が判明した連結会計年度において計上されます。

#### (6) その他のサービス

総合ICT事業において、動画・音楽・電子書籍等の配信サービス、金融・決済サービス、ショッピングサービス、生活関連サービス、及びケータイ補償サービス等のサービスを提供しています。

また、不動産事業やエネルギー事業などに関するサービスを提供しています。

NTTグループは、これらのサービスについて、引渡し完了又はサービスが提供された時点で収益を認識しています。

## 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

当連結会計年度の連結子会社は952社、持分法適用会社は141社です。

## 収益認識に関する注記

### 1. 収益の分解

#### (1) 顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益

(単位:百万円)

顧客との契約から認識した収益	11,667,229
その他の源泉から認識した収益	489,218
合計	12,156,447

その他の源泉から認識した収益は、IFRS第16号に基づく不動産賃貸収入やリース収入、IFRS第9号に基づく利息及び配当収益等やIFRS第4号に基づく保険料収入等です。

## (2) 分解した収益とセグメント収益の関連

(単位:百万円)

主要なサービス	セグメント			その他(不動産、エネルギー等)	合計
	総合ICT事業	地域通信事業	グローバル・ソリューション事業		
固定音声関連サービス	149,872	766,254	—	—	916,126
移動音声関連サービス	1,102,548	—	—	—	1,102,548
IP系・パケット通信サービス	2,282,288	1,162,485	—	—	3,444,773
通信端末機器販売	627,179	67,522	—	—	694,701
システムインテグレーションサービス	366,823	197,987	3,396,137	27,713	3,988,660
その他のサービス	1,053,185	304,660	19,719	632,075	2,009,639
合計	5,581,895	2,498,908	3,415,856	659,788	12,156,447
顧客との契約から認識した収益	5,478,068	2,356,298	3,269,625	563,238	11,667,229
その他の源泉から認識した収益	103,827	142,610	146,231	96,550	489,218

NTTグループにおいては、総合ICT事業、地域通信事業、グローバル・ソリューション事業、その他(不動産、エネルギー等)の4区分において、固定音声関連サービス、移動音声関連サービス、IP系・パケット通信サービス、通信端末機器販売、システムインテグレーションサービス及びその他のサービスの6つのサービスを提供しています。詳細については、「重要な会計方針に関する事項 9. 収益」に記載しています。

## 2. 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債に関する情報

(単位:百万円)

顧客との契約から生じた債権 (営業債権及びその他の債権)	2,287,089
契約資産(その他の流動資産)	135,830
契約負債 (その他の流動負債及びその他の非流動負債)	895,193

契約資産は主に、システムインテグレーションについて報告日時点で顧客の支配する資産を創出しているがまだ請求していない作業に係る対価に対するNTTグループの権利に関連するものです。契約資産は、支払いに対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。契約負債は主に、携帯電話やフレッツ光などの利用に伴って顧客に付与するポイントの未行使分、フレッツ光やドコモ光に係る初期工事料収入、新規契約事

務手数料収入の繰延収益について、顧客から受け取った前受対価に関連するものです。

当連結会計年度中に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたものは、358,584百万円です。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から前連結会計年度及び当連結会計年度に認識した収益の金額に重要性はありません。

### 3. 残存履行義務に配分した取引価格

(単位:百万円)

履行義務の種類	当連結会計年度末	予想される充足見込時期に関する説明
移動音声関連サービス及びIP系・パケット通信サービスにおける、工事料収入・契約事務手数料収入及びポイントプログラム等	391,019	概ね16年以内に充足する見込です。
システム・ソフトウェア開発などのシステムインテグレーションサービス	3,286,069	概ね4年以内に充足する見込です。
上記以外のもの(解約不能な賃貸契約における共益費、建設工事等)	126,451	解約不能な賃貸契約における共益費は概ね20年、建設工事は概ね20年、その他は概ね12年以内に充足する見込です。

残存履行義務に関して、移動音声関連サービス及びIP系・パケット通信サービスにおける、工事料収入・契約事務手数料収入及びポイントプログラム等並びにシステムインテグレーションサービスについては、IFRS第15号第121項の実務上の便法を適用せず、予想期間が1年以内の契約に係る履行義務を含めています。なお、上記以外のものについては、実務上の便法を適用し、予想期間が1年以内の契約に係る履行義務を含めていません。

### 4. 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

(単位:百万円)

契約獲得のためのコストから認識した資産	318,345
契約履行のためのコストから認識した資産	63,141
合計	381,486

NTTグループは、顧客との契約獲得のための増分コスト及び履行のためのコストのうち、回収可能であると見込まれる部分について資産として認識しており、連結財政状態計算書上は「その他の非流動資産」に計上しています。契約獲得のための増分コストとは、顧客との契約を獲得するために発生したコストで、当該契約を獲得しなければ発生しなかったであろうものです。また、履行のためのコストは顧客に財又はサービスが移転する前に発生する契約を履行するためのものです。

NTTグループにおいて資産計上されている契約獲得のための増分コストは、主に顧客を獲得するために発生した販売代理店に対する手数料等であり、契約を獲得しなければ発生しなかった増分コストです。契約履行のためのコストは、主に新規契約時に発生する受付事務に係る直接人件費等であり、顧客に提供するサービスに直接関連するコストです。当該契約獲得のための増分コスト及び契約履行のためのコストを資産計上する際に

は、顧客(契約者)の解約率等を加味したうえで、回収が見込まれる金額のみを資産として認識しています。また、当該資産については、関連するサービスの見積平均契約期間に亘り償却しています。

また、契約コストから認識した資産については四半期ごとに回収可能性の検討を行っています。検討に当たっては、当該資産の帳簿価額が、解約率等を加味した関連するサービスが顧客に提供される契約期間に企業が受け取ると見込んでいる対価の残りの金額から、当該財又はサービスの提供に直接関連し、まだ費用として認識されていないコストを差し引いた金額を超過しているかどうか判断を行っています。これらの見積り及び仮定は、前提とした状況が変化すれば、契約コストから認識した資産に関する減損損失を損益に認識することにより、契約コストから認識した資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があるため、NTTグループでは、当該見積りは重要なものであると判断しています。

契約コストから認識した資産から生じた当連結会計年度における償却費は、98,191百万円であり、減損損失は生じていません。

## 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

### 1. 非金融資産の評価

当連結会計年度の連結財政状態計算書には、有形固定資産9,326,888百万円、使用権資産694,612百万円、のれん1,213,009百万円、無形資産1,951,824百万円、投資不動産1,236,490百万円が計上されています。

減損テストにおいて、回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方で算定しています。一部の減損テストにおける回収可能価額として、処分コスト控除後の公正価値を用いており、その評価技法として割引キャッシュ・フロー法を採用しています。割引キャッシュ・フロー法では、経営者が承認した将来計画を基礎とし、将来キャッシュ・フローを見積り、加重平均資本コストで割り引いて算定しており、算定の際には、永久成長率や加重平均資本コストなどの仮定が含まれ、これらの仮定が変動した場合には、減損損失が生じる可能性があります。

### 2. 収益の認識

NTTグループは、通信サービスである固定音声関連サービス、移動音声関連サービス、IP系・パケット通信サービスを提供し、それらに関連する通信端末機器の販売等を行っており、当連結会計年度の連結損益計算書には営業収益12,156,447百万円が計上されています。

これらの通信サービス及び端末機器販売に係る収益の認識について、以下を含む見積りを行っています。

#### (1) 通信サービス（ポイントプログラムに係る契約負債）

通信サービスの利用に応じて進呈するポイントと引き換えに、顧客が商品購入時の支払いや通信料金への充当等が可能なポイントプログラムを提供しています。取引価格は、通信サービス及びポイントに対して、それぞれの独立販売価格の比率に基づいて配分されます。ポイントに配分された取引価格のうち、未

使用部分については契約負債として「その他の流動負債」に計上し、その後のポイントの利用に従って収益として認識します。

ポイントに関する契約負債の見積りには、失効率、解約率、1ポイント当たりの価値などの仮定が含まれており、これらの仮定が変動した場合には、認識される収益に変動が生じる可能性があります。

#### (2) 通信端末機器販売（返金負債の認識）

端末機器の販売において、36回分割支払い契約及び利用した端末機器の返品を条件に、最大12か月分の分割支払額について支払いを不要とするプログラムを提供しています。当該プログラムの利用によって受け取れなくなると見込む額を収益から減額し、返金負債として「その他の流動負債」「その他の非流動負債」に計上しています。

返金負債は、事後的に収益の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高くなるように見積られており、顧客による端末返品数やその時期等の仮定が使用されています。そのため、これらの仮定が変動した場合には、認識される収益の額が変動する可能性があります。

### 3. 繰延税金資産

当連結会計年度の連結財政状態計算書には、繰延税金資産970,432百万円が計上されています。

繰延税金資産は、将来減算一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除について、将来の課税所得により回収できる可能性が高い範囲内で認識していますが、将来の課税所得の仮定の変動に伴い、回収可能と考えられる繰延税金資産の額が変動する可能性があります。

### 4. 確定給付負債

当連結会計年度の連結財政状態計算書には、確定給付負債1,561,049百万円が計上されています。

確定給付負債は、期末日現在の確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除し算定していますが、確定給付制度債務の測定には、割引率等の仮定が含まれ、これらの仮定の変動に伴い、確定給付負債の額が変動する可能性があります。

## 連結財政状態計算書に関する注記

1. その他の資本の構成要素には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値変動額、キャッシュ・フロー・ヘッジ、ヘッジ・コスト、確定給付制度の再測定、外貨換算調整額が含まれています。
2. 日本電信電話株式会社等に関する法律第9条の規定により、当社の総財産を社債の一般担保に供しています。

3. 保証債務等 219,810百万円

4. 資産から直接控除した損失評価引当金  
     営業債権及びその他の債権 89,418百万円  
     その他の金融資産（非流動） 17,018百万円

5. 有形固定資産の内訳

(単位:百万円)

	連結財政状態計算書計上額
電気通信機械設備	10,908,428
電気通信線路設備	16,813,435
建物及び構築物	5,716,825
機械、工具及び備品	2,642,550
土地	723,645
建設仮勘定	517,678
小計	37,322,561
減価償却累計額及び減損損失累計額	△27,995,673
有形固定資産合計	9,326,888

6. 使用権資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 381,297百万円

7. 投資不動産の減価償却累計額及び減損損失累計額 489,379百万円

## 連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 3,622,012,656株
2. 配当に関する事項
  - (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	199,211	55	2021年3月31日	2021年6月25日
2021年11月10日 取締役会	普通株式	197,752	55	2021年9月30日	2021年12月13日

2021年11月10日に取締役会にて決議された配当金の総額には役員報酬BIP信託が保有する当社株式に対する配当金60百万円が含まれています。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	212,551	60	2022年 3月31日	2022年 6月27日

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

NTTグループは、経営活動を行う過程において、主に下記2に記載の金融商品を保有しており、財務上のリスク(信用リスク・流動性リスク・市場リスク)に晒されており、当該リスクを回避又は低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っています。また、NTTグループでは、主要な財務上のリスク管理の状況について、NTTグループの経営陣に報告しています。

NTTグループは、市場リスクを軽減するためリスク管理方針を制定し、先物為替予約取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引などのデリバティブ取引を行っています。NTTグループにおいては、投機目的でデリバティブ取引を行うことはありません。

### 2. 金融商品の公正価値等に関する事項

(単位:百万円)

	連結財政状態 計算書計上額	公正価値	差額
償却原価で測定する金融負債			
長期借入債務 (1年以内返済又は償還予定の残高を含む)	(6,437,530)	(6,325,007)	112,523
公正価値で測定する金融資産・金融負債			
その他の金融資産(流動・非流動)			
出資金	61,889	61,889	—
持分証券	925,107	925,107	—
その他の金融資産・その他の金融負債 (流動・非流動)			
デリバティブ	84,053	84,053	—

※1. デリバティブ取引に係る正味の資産・負債を純額で表示しています。

※2. 負債となる項目については、( ) で示しています。

(注) 概ね公正価値に相当する金額で記帳されている現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、短期借入債務、営業債務及びその他の債務、未払人件費等は、上表には含まれておりません。

### 3. 金融商品の公正価値の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

公正価値は、市場価格等の市場の情報や、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、コスト・アプローチ等の算出手順に基づき、決定されています。

資産及び負債の公正価値の測定に使用される仮定(インプット)は、その観察可能性に応じて3つのレベルに区分し、観察可能性の最も高いインプットから優先して評価技法に用いることとされています。NTTグループは公正価値の測定に使用される仮定(インプット)を以下の3つのレベルに区分しており、レベル1を最高の優先度としています。

- ・レベル1  
企業が測定日現在でアクセスできる同一の資産又は負債に関する活発な市場における無調整の相場価格
- ・レベル2  
活発な市場における類似資産及び負債の市場価格、活発でない市場における同一又は類似の資産及び負債の市場価格等、資産又は負債について直接又は間接に観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる相場価格以外のもの
- ・レベル3  
資産又は負債についての観察不能なインプット

また、これらのレベル間の振替は、各四半期の期末時点で発生したものとして認識しています。

#### (1) 公正価値で測定されない金融商品の公正価値

公正価値で測定されない金融商品の帳簿価額及び見積公正価値

(単位:百万円)

	帳簿価額	公正価値
長期借入債務(1年以内返済又は償還予定の残高を含む)	6,437,530	6,325,007

上記の項目は公正価値の測定に使用される仮定(インプット)の区分はレベル2に分類しています。

上記の項目を除き、帳簿価額は概ね公正価値に相当しているため、表中には含めていません。また、「長期借入債務」(1年以内返済又は償還予定の残高を含む)の公正価値は、帳簿価額と公正価値がほぼ同額であるとみなされる変動金利債務を除き、NTTグループにおける同種の負債の新規借入利回りを使用した割引率で将来キャッシュ・フローを割り引く方法により、測定されています。

(2) 公正価値の測定  
公正価値で測定している資産及び負債

(単位:百万円)

区分	公正価値			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産:				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
出資金	－	8,314	53,575	61,889
デリバティブ金融資産				
ヘッジ会計を適用しているもの	－	92,902	－	92,902
ヘッジ会計を適用していないもの	－	4,054	－	4,054
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
持分証券	793,751	－	131,356	925,107
合計	793,751	105,270	184,931	1,083,952
金融負債:				
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ金融負債				
ヘッジ会計を適用しているもの	－	11,440	－	11,440
ヘッジ会計を適用していないもの	－	1,463	－	1,463
合計	－	12,903	－	12,903

重要なレベル間の振替はありません。

経常的に公正価値で測定されるレベル3の資産及び負債の調整表

(単位:百万円)

区分	期首残高	利得/(損失)		購入等による増加	売却等による減少	その他の増減	期末残高	期末で保有する資産に関連する報告期間中の利得/(損失)
		当期利益	その他の包括利益					当期利益
金融資産:								
出資金	44,650	6,828	－	8,042	△1,157	△4,788	53,575	6,552
持分証券	60,762	－	16,882	82,453	△16,043	△12,698	131,356	－

(注1)「購入等による増加」及び「売却等による減少」には新規連結、連結除外による増減、及び他勘定からの(への)振替による増減が含まれています。

(注2)「当期利益」に含まれる利得又は損失は、連結損益計算書の「金融収益」又は「金融費用」に含まれています。

金融商品に関する公正価値の評価技法

連結財政状態計算書上、公正価値で測定される金融商品のうち、レベル2及びレベル3に分類される金融商品の公正価値測定に用いられる評価技法は以下のとおりです。

(i)負債証券

負債証券は社債等であり、その公正価値は、金融機関等の独自の価格決定モデルに基づき、信用格付けや割引率などの市場で観察可能な基礎条件を用いて測定しています。

(ii)貸付金

貸付金の公正価値は、主に同様の新規取引を行った場合に想定される利率で元利金の合計を割り引いて測定しています。

(iii)デリバティブ

デリバティブは、主に為替予約、通貨スワップ契約及び金利スワップ契約で構成されています。為替予約の公正価値は、為替レートなどの市場で観察可能な基礎条件に基づいて測定しています。通貨スワップ契約及び金利スワップ契約の公正価値は、ロンドン銀行間貸出金利(LIBOR)やスワップレート、為替レートなどの市場で観察可能な基礎条件を使用し、将来のキャッシュ・フローを現在価値に割引くことによって測定しています。

(iv)持分証券及び出資金

持分証券及び出資金の公正価値は、インプットの合理的な見積りを含め投資先の状況に適合する評価モデルを適切なプロセスを経て選択しています。その結果、これらの公正価値の測定に際しては、主に修正純資産法により測定しています。

## 投資不動産に関する注記

1. 投資不動産の状況に関する事項  
NTTグループは、賃貸オフィスビル等を有しています。
2. 投資不動産の公正価値に関する事項

(単位:百万円)

連結財政状態計算書計上額 <sup>※1</sup>	公正価値 <sup>※2</sup>
1,236,490	2,598,205

- ※1 連結財政状態計算書計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。
- ※2 公正価値は、主として独立した不動産鑑定の特門家による評価額であり、割引キャッシュ・フロー法による評価額又は観察可能な類似資産の市場取引価格等に基づいています。

## 1株当たり情報に関する注記

1株当たり株主資本	2,338円73銭
基本的1株当たり当期利益	329円29銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託が保有する当社の株式は、基本的1株当たり当期利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めています。また、1株当たり株主資本の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めています。

## 重要な後発事象に関する注記

### グローバル事業の再編

当社は、2022年5月9日開催の取締役会において、当社の完全子会社であり、NTTグループのグローバル持株会社であるNTT, Inc.及びその完全子会社であり、グローバル通信事業を営むNTT Ltd.を、当社の上場子会社であるNTTデータの傘下に移管し、NTT, Inc.及びNTT Ltd.の下で営むグローバル事業とNTTデータグループのグローバル事業を統合することにより、NTTグループにおけるグローバル事業の再編（以下「本事業再編」）を行うことを決議し、NTTデータとの間で本事業再編に係る基本契約書及び株主間契約書を締結しました。本事業再編は、NTTグループのグローバル人材及びリソースを結集し、ビジネスユーザ向けのグローバル事業能力とグローバルガバナンスの強化を目的としています。

本事業再編の概要は以下のとおりです。

#### (1) 現物配当等

NTT, Inc.は、2022年5月9日現在、NTTデータの普通株式760,000,000株（2021年9月30日現在の総議決権数に対する議決権所有割合：54.2%）を保有しているところ、2022年10月1日を効力発生日とし、当該NTTデータの普通株式の全てを、剰余金の配当として当社へ現物配当する（以下「本現物配当」）予定です。これにより、NTTデータは当社の直接の子会社となり、当社の孫会社でなくなる予定です。

また、NTT, Inc.は、2022年5月9日現在NTT, Inc.が保有しているNTT Disruption Europe, S.L.U.、NTT Global Sourcing, Inc.及びNTT Venture Capital, L.P.の株式又は持分の全てについて、2022年9月30日までに、現物配当等により当社に移管する予定です。

#### (2) NTTデータのグローバル事業の吸収分割

NTTデータ及びNTT, Inc.は、本現物配当及び本株式分割（以下に定義します。）の効力が発生すること、2022年6月に開催予定のNTTデータの定時株主総会において本吸収分割（グローバル事業）（以下に定義します。）に係る吸収分割契約が承認されること、並びに必要に応じ関係官庁の許認可等の取得を条件として、2022年10月1日を効力発生日とし、NTTデータを吸収分割会社、NTT, Inc.を吸収分割承継会社として、NTTデータからNTT, Inc.に対してNTTデータのグローバル事業に係る権利義務を承継する吸収分割（以下「本吸収分割（グローバル事業）」）を行います。NTTデータはその対価としてNTT, Inc.の普通株式3,315株を取得する予定です。これにより、NTT, Inc.の発行済株式は、当社が49%、NTTデータが51%を保有することとなり、NTT, Inc.はNTTデータの子会社となる予定です。なお、NTT, Inc.は、効力発生日の前日までに、NTT, Inc.の普通株式1株を49株とする株式の分割（以下「本株式分割」）を行う予定であり、これによりNTT, Inc.の発行済株式数は65株から3,185株に増加する予定です。

また、NTTデータ及びNTT, Inc.は、2022年5月9日、本吸収分割（グローバル事業）に係る吸収分割契約を締結しています。

#### (3) 当社からNTTデータに対するNTT, Inc.株式の譲渡

当社は、本吸収分割（グローバル事業）の効力が発生していることを条件として、当社が保有するNTT, Inc.の普通株式260株をNTTデータに対して譲渡し、その対価としてNTTデータから1,120億円の支払いを受ける予定です。これにより、NTT, Inc.の発行済株式は、当社が45%、NTTデータが55%を保有することとなります。

また、当社は、2022年5月9日開催の取締役会の決議に基づき、NTTデータとの更なる連携強化を進めていく観点から、市場買付により6,000万株又は1,000億円を上限として、NTTデータ株式を取得することを予定しています。

本件がNTTグループの連結計算書類に与える影響については現在精査中です。

## その他の注記

### 1. 売却目的で保有する資産

#### (1)株式会社JTOWERへの鉄塔の譲渡

##### ①概要

NTTドコモは、2022年3月25日開催の取締役会において、株式会社JTOWER（以下「JTOWER」）と、NTTドコモが保有する通信鉄塔最大6,002基を最大1,062億円でJTOWERへ譲渡し、NTTドコモがJTOWERから借り受ける取引（以下「本取引」）に関する基本契約を締結することを決定し、2022年3月31日に基本契約を締結しました。

本契約に基づき、NTTドコモは、2022年度中にJTOWERへ鉄塔を売却予定です。

JTOWERは、通信事業者が保有する既存通信鉄塔の買い取りと、当該鉄塔への事業者誘致・シェアリング促進（カーブアウト）を重要な成長戦略の一つと位置付けており、本取引により、タワーシェアリング会社としての基盤が大きく拡大します。NTTドコモはインフラシェアリング推進による経済的な5Gネットワーク構築に取り組んでおり、本取引により、更なる設備運用の効率化が可能となります。

##### ②会計処理及び連結計算書類への影響

当連結会計年度末において、総合ICT事業セグメントに含まれている鉄塔の譲渡に関連する資産は、譲渡完了までの間、売却目的で保有する資産として分類します。当該資産は、その時点の帳簿価額で測定しています。

売却目的で保有する主要な資産の種類は、下表のとおりです。

(単位:百万円)

	電気通信線路設備	建物及び構築物
帳簿価額	93,764	12,408

また、本取引による当社の連結損益計算書への影響は軽微です。

#### (2)データセンター保有会社株式の売却

##### ①概要

NTTグループとMacquarie Asset Managementは2022年3月31日に、NTTグループが欧州と北米に保有するデータセンターに関する戦略的パートナーシップの締結に合意しました。今後、本パートナーシップに基づき、データセンター保有会社株式の一部売却を実施していく予定であり、個々の売却に関する意思決定がなされた時点において売却目的で保有する資産として区分しています。

NTTグループは、世界の大手データセンター事業者の一つであり、収容能力25%以上拡大に向けて取り組んでいるプロジェクトを含めて、1,300MW以上の電力容量が供給可能な規模のデータセンターを世界20か国・地域以上に保有しています。今回の戦略的パートナーシップにより、Macquarie Asset Managementは、NTTグループとともに、不動産投資の機会を得ることができ、NTTグループは、データセンター事業における主要地域である欧米での事業拡大が可能となります。またNTTグループは、グローバルに拡大しているDX市場などにおいて、投資効率の最大化およびデータセンター事業への更なる成長投資を拡大することにより、グローバル企業に対する高品質なサービスの提供をめざします。

## ②会計処理及び連結計算書類への影響

当連結会計年度末において、グローバル・ソリューション事業セグメントに含まれているデータセンター保有会社株式の売却に関連する資産及び当該資産に直接関連する負債は、株式譲渡完了までの間、売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に直接関連する負債として分類しており、それぞれ69,260百万円及び19,400百万円です。当該資産及び負債は、その時点の帳簿価額で測定しています。

当該主要な資産及び負債の種類は、下表のとおりです。

(単位:百万円)

勘定科目		勘定科目	
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び現金同等物	2,929	営業債務及びその他の債務	1,268
有形固定資産	60,493	長期借入債務	12,239
使用権資産	4,301	リース負債 (非流動)	4,476
その他	1,537	その他	1,417
合計	69,260	合計	19,400

上記は、連結会社間の取引消去前の金額で記載しています。連結会社間の取引は、長期借入債務12,239百万円です。

## 2. 役員報酬における業績連動型株式報酬 (役員報酬BIP信託)

### (1)取引の概要

NTTグループは、中期経営戦略の実現に向けて、当社と当社が定める主要会社の取締役及び執行役員（社外取締役及び監査等委員である取締役ならびに国内非居住者を除く。以下「対象取締役等」）の報酬と当社の企業価値との連動性をより明確にし、中期経営戦略における財務目標達成に向けた意欲を高めること、対象取締役等の当社株保有の促進により株主との利益共有を一層進めることを目的として、役員報酬BIP信託（以下「本信託」）による業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」）を導入しています。

本制度は、株主総会の承認決議の範囲内で、対象取締役等に対する株式報酬の原資となる金銭を拠出した信託を設定し、本信託は、同金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得しています。

信託期間中、対象取締役等は、各対象会社の株式交付規程に従い、一定のポイント数の付与を受けた上で、受益者要件を満たした場合に、かかるポイント数の一定の割合に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を本信託から受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭を受領します。

### (2)本信託が保有する当社の株式

本信託が保有する当社株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末において、3,154百万円、1,089,760株であり、連結財政状態計算書上、「自己株式」として処理しています。

# 計算書類

## 株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額 金		評価・換算差 額等 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰 余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計					
当期首残高	937,950	2,672,826	1,291	2,674,117	135,333	2,032,668	2,168,001	△704,793	5,075,275	101,355	101,355	5,176,630
当期変動額												
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△396,962	△396,962	-	△396,962	-	-	△396,962
当期純利益	-	-	-	-	-	470,502	470,502	-	470,502	-	-	470,502
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	△253,630	△253,630	-	-	△253,630
自己株式の処分	-	-	8	8	-	-	-	50	58	-	-	58
自己株式の消却	-	-	△1,299	△1,299	-	△730,616	△730,616	731,915	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当 期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15,568	15,568	15,568
当期変動額合計	-	-	△1,291	△1,291	-	△657,076	△657,076	478,335	△180,032	15,568	15,568	△164,464
当期末残高	937,950	2,672,826	-	2,672,826	135,333	1,375,592	1,510,925	△226,459	4,895,242	116,923	116,923	5,012,166

(注) 記載金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しています。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
    - ① 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法
    - ② その他有価証券
      - ア) 市場価格のない株式等以外のもの  
期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています)
      - イ) 市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法
  - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
貯蔵品については、最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)によっています。
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)  
定額法によっています。  
なお、主な耐用年数については以下のとおりであり、残存価額は実質残存価額によっています。  
建物 4～56年  
工具、器具及び備品 3～26年
  - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)  
定額法によっています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっています。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額は実質残存価額とする定額法によっています。
3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしています。  
なお、当事業年度においては、引当金の計上はありません。
  - (2) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額法により、発生時より費用処理しています。  
数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額法により、翌事業年度より費用処理しています。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスはその支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

当社の顧客との契約から生じる主な収益は、基盤的研究開発収入です。当社は、グループの基盤的研究開発を一元的に行っており、当社の基盤的研究開発の成果を継続的に利用する契約を子会社と締結しています。当該契約については、当社の子会社に対し基盤的研究開発に関わる包括的な役務を提供することを履行義務として識別しています。当該履行義務は、時の経過につれて充足されるため、基盤的研究開発の成果を利用する契約期間にわたって期間均等額で収益を計上しています。

(追加情報)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用していますが、これにより当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジによっています。ただし、為替予約等については振当処理を適用しており、また、金利スワップ取引のうち、「金利スワップの特例処理」(金融商品に関する会計基準注解(注14))の対象となる取引については、当該特例処理を適用しています。

##### (2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

##### (3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

## 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務  
日本電信電話株式会社等に関する法律第9条の規定により、総財産を社債の一般担保に供しています。  
社債(1年以内に償還予定のものを含む) 99,995百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 326,826百万円
3. 保証債務  
子会社の社債発行に対して、次のとおり債務保証を行っています。  
NTTファイナンス株式会社 2,241,520百万円
4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)  
短期金銭債権 493,470百万円  
長期金銭債権 1,835百万円  
短期金銭債務 1,941,305百万円  
長期金銭債務 2,318百万円

## 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高  
営業取引による取引高  
営業収益 160,501百万円  
営業費用 71,432百万円  
営業取引以外の取引による取引高 45,954百万円
2. 当社は、建物及び構築物に計上されている品川TWINSビルについて、港南一丁目再開発に伴う収益拡大に加え、今後大規模な補修による修繕費の拡大が見込まれることから、解体の意思決定を行いました。そのため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで切り下げ、減損損失6,312百万円を特別損失に計上しています。  
なお、回収可能価額については、使用価値により算定していますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮していません。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式数  
普通株式 79,490,430株

(注) 役員報酬BIP信託が保有する当社株式は、上記自己株式には含まれていません。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生は、有価証券、固定資産であり、繰延税金負債の発生は、その他有価証券評価差額金です。

なお、繰延税金資産においては、評価性引当額66,490百万円を控除しています。

## 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東日本電信電話 株式会社	所有 直接100%	株主としての 権利行使・助 言・あっせん その他の援助	資金の貸付(注1)	38,000	短期貸付金 関係会社	100,600
				利息の受取(注1)	915	長期貸付金 流動資産その他	38,000 21
子会社	西日本電信電話 株式会社	所有 直接100%	株主としての 権利行使・助 言・あっせん その他の援助	資金の貸付(注1)	200,000	短期貸付金 関係会社	113,000
				利息の受取(注1)	1,597	長期貸付金 流動資産その他	435,000 91
子会社	NTTファイナンス 株式会社	所有 直接100%	株主としての 権利行使・助 言・あっせん その他の援助	資金の借入(注2)	2,750,410 (注3)	1年内返済予定の 関係会社 長期借入金	209,150
						短期借入金	1,891,730
				利息の支払(注2)	11,821	関係会社 長期借入金	3,700,730
				NTTグループ会社 間取引の資金決済	115,769	未払費用	2,863
			債務保証 (注4)	2,241,520	—	未収入金	345
						—	—

取引金額には消費税等を含めていません。期末残高には消費税等を含めています。

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、当社の資金調達条件と同一としています。なお、担保は受け入れていません。

(注2) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を決定しています。なお、担保は提供していません。

(注3) CMS (キャッシュ・マネジメント・システム)からの借入において、日々の運転資金見合いの取引金額については、事業年度中の平均残高を記載しており、その他の借入による取引金額については、総額を記載しています。

(注4) NTTファイナンス株式会社の社債発行につき、債務保証を行っています。なお、保証料は受領していません。

## 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,415円29銭
1株当たり当期純利益	131円18銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託が保有する当社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めています。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めています。

## 重要な後発事象に関する注記

### グローバル事業の再編

NTTグループにおけるグローバル事業の再編の概要については、連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に記載しています。

本件については、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等として処理を行う予定ですが、当社の計算書類に与える影響については現在精査中です。

## その他の注記

### 役員報酬における業績連動型株式報酬(役員報酬BIP信託)

#### 1. 取引の概要

取引の概要については、連結注記表「その他の注記 2.役員報酬における業績連動型株式報酬(役員報酬BIP信託)」に記載しています。

#### 2. 役員報酬BIP信託が保有する当社の株式

役員報酬BIP信託が保有する当社株式の帳簿価額および株式数は、当事業年度末において、3,154百万円、1,089,760株であり、貸借対照表上「自己株式」として処理しています。

以 上



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。